

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

平成 17 年～平成 21 年における本市及び美杉地域（市町村合併前の旧美杉村又は市町村合併後の美杉町の竹原、八手俣、八知、太郎生、三多気、杉平、石名原、川上、奥津、丹生俣、上多気、下多気、下之川地区の合計）の各年 3 月 31 日現在の人口及び世帯数を表 3.2-1 に示す。

平成 21 年 3 月 31 日現在の本市の人口総数は 282,092 人、世帯数は 114,222 世帯であり、対象事業実施区域のある美杉地域の人口総数は 5,982 人、世帯数は 2,560 世帯である。

また、本市美杉地域の平成21年3月31日現在の人口及び世帯数を表3.2-2に、対象事業実施区域周辺の集落の位置を図3.2-1に示す。

対象事業実施区域周辺には、5つの集落がある。

表 3.2-1 本市の人口推移（平成 17 年～平成 21 年）

（単位：世帯、人）

	津市総数		美杉地域	
	世帯数	人口	世帯数	人口
平成 17 年	109,355	283,584	2,684	6,883
平成 18 年	110,712	283,167	2,651	6,674
平成 19 年	112,178	282,965	2,619	6,426
平成 20 年	113,237	282,722	2,580	6,195
平成 21 年	114,222	282,092	2,560	5,982

出典：「世帯数及び人口の推移（平成17年3月31日現在）」

（津市ホームページ）

「住民基本台帳世帯数及び人口（平成18～21年3月31日現在）」

（津市ホームページ）

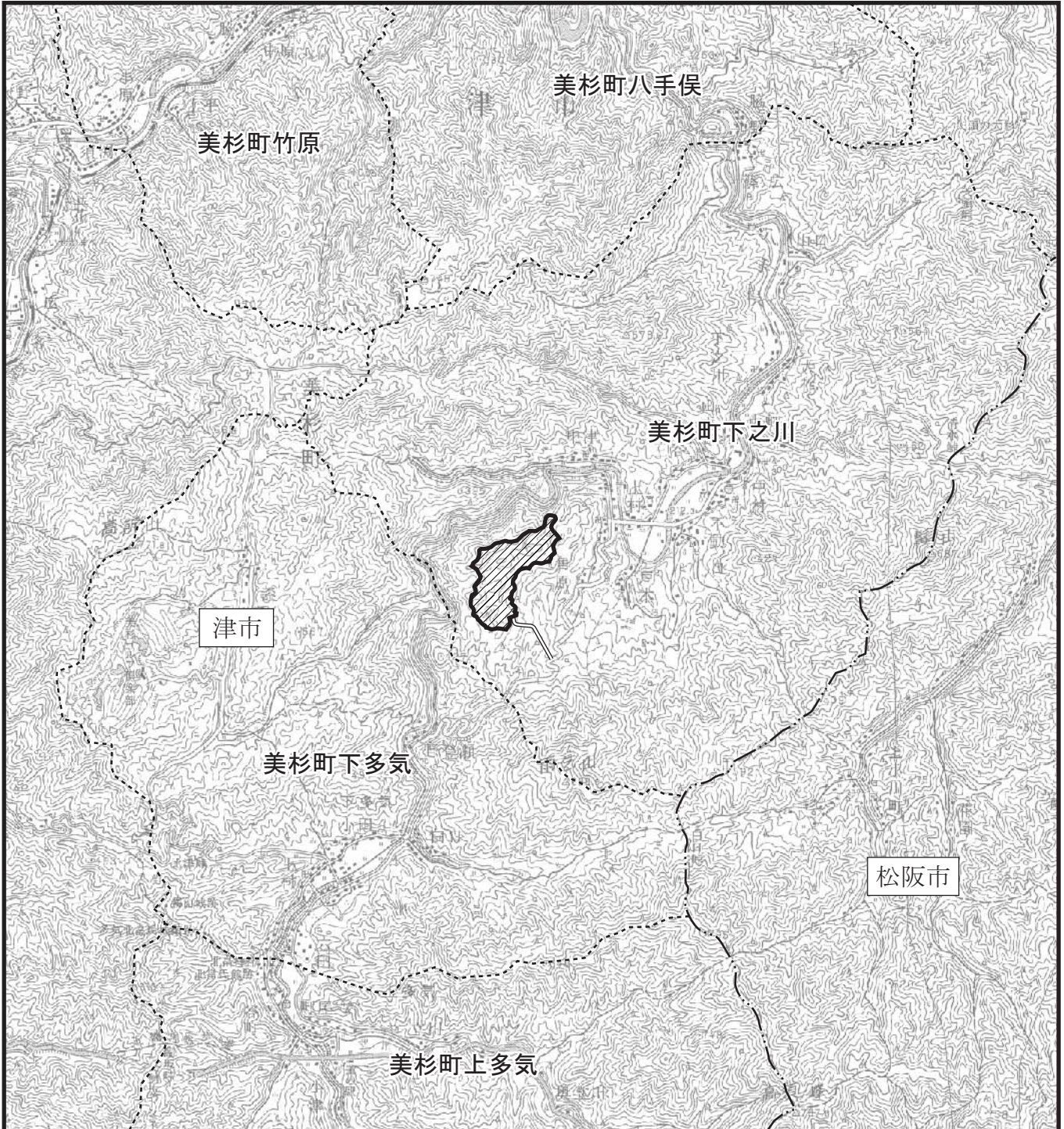
表 3.2-2 美杉地域の集落の人口及び世帯数

(単位：世帯、人)

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
美杉地域 計	2,560	5,982	2,759	3,223
竹原※	286	685	314	371
八手俣※	43	99	45	54
八知	593	1,314	593	721
太郎生	390	1,116	513	603
三多気	48	95	39	56
杉平	35	84	38	46
石名原	185	433	199	234
川上	153	319	151	168
奥津	165	384	180	204
丹生俣	83	200	99	101
上多気※	116	251	114	137
下多気※	186	415	211	204
下之川※	277	587	263	324

出典：「住民基本台帳世帯数及び人口（平成21年3月31日現在）」
 (津市ホームページ)

※：対象事業実施区域周辺の集落



凡 例





-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 字 界

図3.2-1 対象事業実施区域周辺の集落



(2) 産業の状況

三重県と本市の産業の状況を表3.2-3に示す。

平成18年の本市の事業所数及び従業員数は、三重県全体のそれぞれ14.2%、16.2%となっている。

また、平成16年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市（合併後換算）の3.5%、従業員数は1.6%となっている。

表 3.2-3 産業の状況

単位：箇所

	総数		農林 漁業	非農林水作業					
	事業所	従業員 (人)		鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
三重県(平成18年10月1日現在)	85,865	833,745	376	63	9,295	8,661	166	376	1,615
三重県(平成16年6月1日現在)	82,783	734,468	362	69	9,714	8,932	61	408	1,570
津市(平成18年10月1日現在)	12,188	134,977	43	4	1,282	871	26	113	149
(県内割合%)	14.2	16.2	11.4	6.3	13.8	10.1	15.7	30.1	9.2
津市合併後換算 (平成16年6月1日現在)	11,727	112,468	42	5	1,406	899	9	100	147
(県内割合%)	14.2	15.3	11.6	7.2	14.5	10.1	14.8	24.5	9.4
美杉地域	410	1,835	1	1	87	72	-	-	6
(市内割合%)	3.5	1.6	2.4	20.0	6.2	8.0	-	-	4.1

	非農林水作業							
	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動 産業	飲食店 宿泊業	医療 福祉	教育 学習 支援業	複合 サービス 事業	サービス 業(他に 分類され ないもの)
三重県(平成18年10月1日現在)	23,001	1,273	3,391	10,503	4,724	3,785	1,071	16,665
三重県(平成16年6月1日現在)	23,448	1,270	3,403	10,827	3,517	2,562	728	15,912
津市(平成18年10月1日現在)	3,146	228	464	1,337	796	596	173	2,802
(県内割合%)	13.7	17.9	13.7	12.7	16.9	15.7	16.2	16.8
津市合併後換算 (平成16年6月1日現在)	3,249	228	467	1,382	584	369	128	2,712
(県内割合%)	13.9%	18.0%	13.7%	12.8%	16.6%	14.4%	17.6%	17.0%
美杉地域	114	2	1	29	14	3	9	71
(市内割合%)	3.5	0.9	0.2	2.1	2.4	0.8	7.0	2.6

※平成18年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成21年刊 三重県統計書（平成19年及び平成19年度を対象）」（平成21年4月1日 三重県）

「平成19年刊 三重県統計書（平成17年及び平成17年度を対象）」（平成19年4月1日 三重県）

1) 農業

三重県と本市の農業の状況を表3.2-4に示す。

平成17年の本市の農家数、農業就業人口は三重県全体のそれぞれ16.0%、14.6%となっている。また、農業産出額では、平成15年で三重県全体の12.7%、平成18年で13.9%となっている。

また、対象事業実施区域である美杉地域の農家数、農業就業人口は本市全体のそれぞれ9.7%、5.2%となっている。

表 3.2-4 農業の状況

市町村名	農家数	農業就業人口	農業産出額	
	平成17年2月1日	平成17年2月1日	平成15年	平成18年
	(戸)	(人)	(千万円)	(千万円)
県計	59,697	57,810	12,664	11,420
津市合併後換算	9,532	8,450	1,607	1,590
(県内割合%)	16.0	14.6	12.7	13.9
美杉地域	925	436	58	
(市内割合%)	9.7	5.2	3.6	

※平成18年データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成17年データを併記した。
出典：「市町(村)累計統計表」(三重県ホームページ)

2) 林業

本市の林業経営体の状況を表3.2-5に示す。

本市の経営体数は、県生産量の 21.2%を占めているものの、素材生産量は 4.5%である。

また、対象事業実施区域である美杉地域の経営体数は本市全体の 26.9%となっているものの、素材生産量は 100.0%となっている。

表 3.2-5 林業の状況

	経営体数 (経営体)	保有山林面積(a)				素材生産量 (m ³)
		所有	貸付	借入	保有	
三重県	3,206	8,459,395	580,417	162,388	8,041,366	175,932
津市合併後換算 (県内 割合%)	680 21.2	698,748 8.3	11,336 2.0	5,560 3.4	876,645 10.9	X ^{注2)} —
美杉地域 (市内 割合%)	183 26.9	290,525 41.6	X —	X —	287,215 32.7	7,960 —

注1) 「X」は数値を秘匿されたものである。

注2) 美杉地域以外の地域の数値は、秘匿されたものとなっている。

出典：「2005年農林業センサス結果概要報告書」(三重県ホームページ)

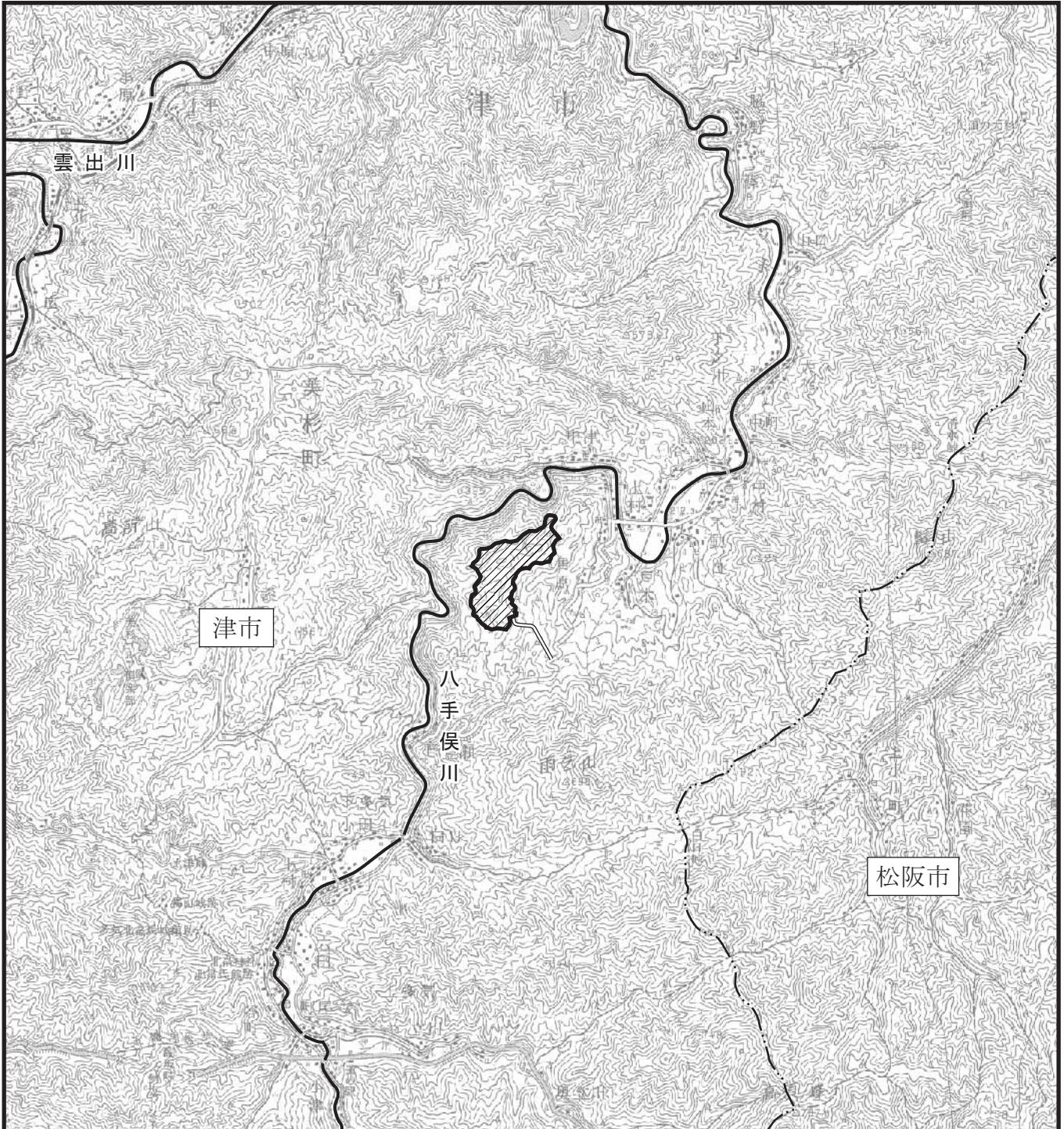
3) 水産業

河川には、漁業法(昭和24年 法律第267号)に基づき、アユ、アマゴ、コイ、フナ、オイカワ等を対象とする共同漁業権が地元の漁業協同組合に免許されている区域がある。

共同漁業権が設定されている区域では、漁業権を持つ漁業協同組合が放流や増殖、漁場の管理を行っており、共同漁業権内で釣りなどをする場合は、遊漁券を購入することにより遊漁料を支払う必要がある。遊漁料は、各漁業協同組合が知事の認可を受けて作成する遊漁規則で定められており、漁法、魚種によって異なっている。

対象事業実施区域周辺では雲出川及び八手俣川があり、雲出川漁業協同組合が管理している。

対象事業実施区域周辺における同組合の共同漁業漁場を図3. 2-2に示す。



凡 例





-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 雲出川漁業協同組合協同漁業漁場

図3.2-2 対象事業実施区域周辺における協同漁業漁場



資料：雲出川漁業協同組合ヒアリング

4) 工業

本市の工業の事業所数、従業者数及び出荷額等を表3.2-6に示す。

平成19年の本市の事業所数、従業員数は三重県全体のそれぞれ11.0%、11.3%となっている。事業所数が占める割合に比べて、製造品出荷額の比率が9.5%と小さくなっている。

また、平成17年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市（合併後換算）の4.8%、従業員数は1.2%、製造品出荷額は0.4%となっている。

表 3.2-6 工業の状況

		事業 所数 (所)	従業 者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
平成19年12月31日現在	三重県	4,598	212,181	1,108,264,981
平成17年12月31日現在	三重県	5,019	193,492	914,728,483
平成19年12月31日現在	津市	504	23,947	105,107,128
	(県内 割合%)	11.0	11.3	9.5
平成17年12月31日現在	津市合併後換算	563	21,832	80,107,022
	美杉地域 (市内 割合%)	27 4.8	270 1.2	302,344 0.4

※平成19年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成17年度データを併記した。

出典：「平成19年工業統計調査結果確報」（三重県ホームページ）

「平成17年工業統計調査結果確報」（三重県ホームページ）

5) 商業

本市における商業の事業所数、従業者数及び商品販売額を表3.2-7に示す。

平成19年の本市の事業所数は三重県全体の13.5%、従業者数は15.8%、年間商品販売額は18.9%となっている。

また、平成16年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市（合併後換算）の3.5%、従業者数は1.3%、商品販売額は0.4%となっている。

表 3.2-7 商業の状況

		事業 所数 (所)	従業 者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
平成19年6月1日現在	県計	21,602	145,169	3,940,384
平成16年6月1日現在	県計	23,265	146,728	3,843,820
平成19年6月1日現在	津市	2,907	23,004	746,624
	(県内割合%)	13.5	15.8	18.9
平成16年6月1日現在	津市合併後換算	3,218	22,795	760,135
	美杉地域 (市内割合%)	114 3.5	303 1.3	2,673 0.4

※平成19年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成19年商業統計調査結果」（三重県ホームページ）

「平成16年商業統計調査結果」（三重県ホームページ）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用分布及び面積

本市の土地利用の種目別面積を表3.2-8に、対象事業実施区域周辺の土地利用図を図3.2-3に示す。

平成 21 年刊三重県統計書によると本市の種目別面積では山林が最も多く 26.7%を占めており、次いで、田の 10.5%となっている。

美杉地域では、本市と同様に、山林が最も多く 33.6%を占めており、次いで、田の 2.2%となっている。

表 3.2-8 土地利用の種目別面積の状況

	総面積 (km ²)	民有地 (m ²)								
		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	
三重県 ^{注1}	5,777.17	2,765,169,804	513,664,044	220,666,858	336,755,627	3,950,498	1,516,725,815	39,523,236	133,382,508	
三重県 ^{注2}	a) 5,776.60	2,781,156,227	519,901,560	223,714,453	326,955,099	3,977,602	1,532,325,166	39,246,247	134,531,741	
津市 ^{注1}	710.81	378,340,843	74,600,040	27,370,699	48,216,194	543,405	189,667,206	3,946,249	33,997,010	
総面積に対する割合		53.2%	10.5%	3.9%	6.8%	0.1%	26.7%	0.6%	4.8%	
津市合併後換算 ^{注2}	710.79	378,770,851	75,570,589	27,880,369	46,902,132	552,179	190,057,063	3,800,403	34,008,076	
美杉地域	206.70	82,582,842	4,516,423	4,159,592	1,435,080	2,104	69,532,825	1,112,047	1,824,771	
総面積に対する割合		40.0%	2.2%	2.0%	0.7%	0.0%	33.6%	0.5%	0.9%	

a) 桑名郡本曾岬町と愛知県海部郡弥富町の境界未定のため、総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2006」を基に推定。

注1) 総面積は平成19.10.1現在、民有地は平成20.1.1現在

注2) 総面積は平成16.10.1現在、民有地は平成17.1.1現在

※平成19年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成21年刊三重県統計書」（平成21年4月1日 三重県）

「平成18年刊三重県統計書」（平成18年4月1日 三重県）

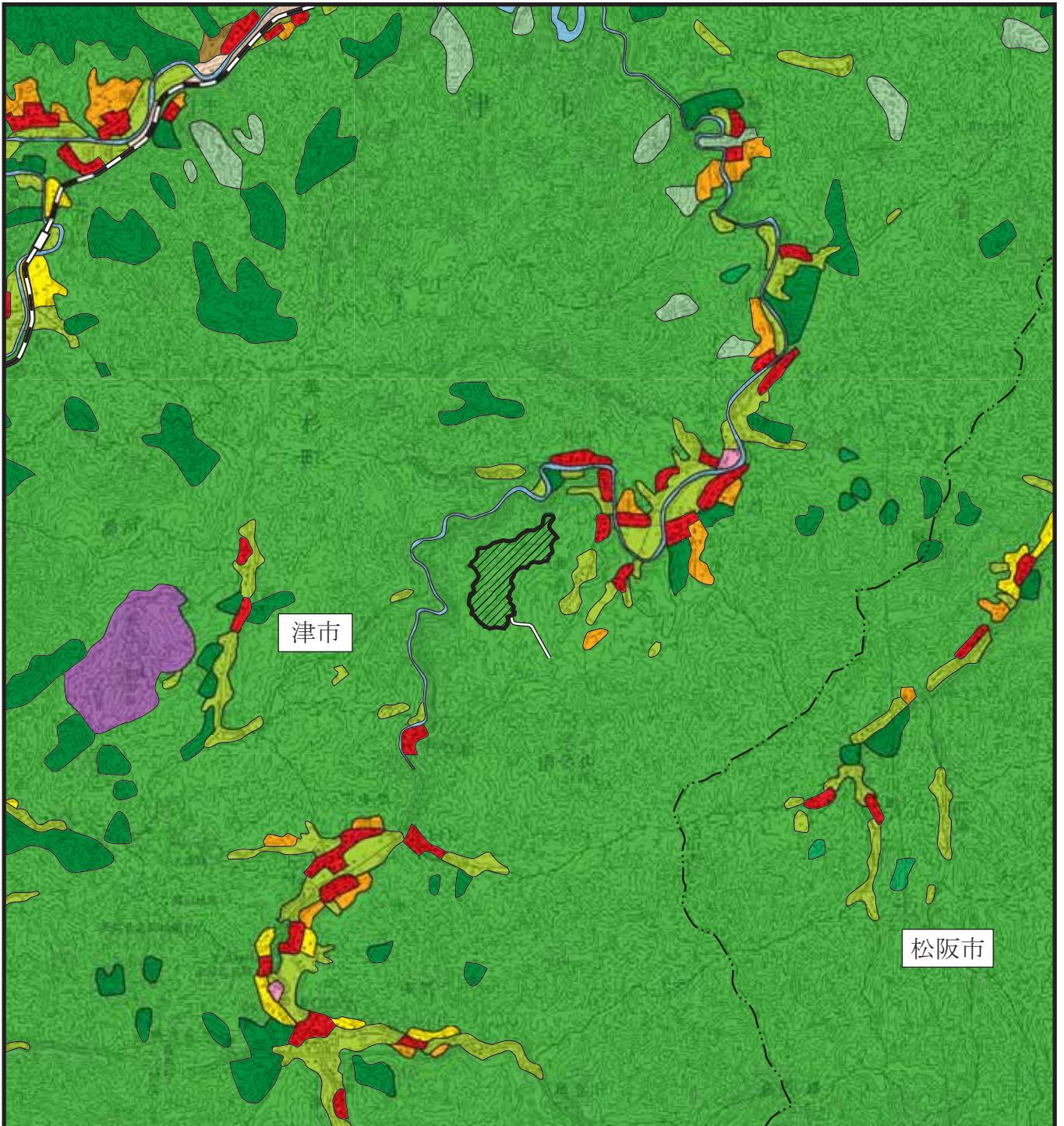


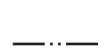






図3.2-3 対象事業実施区域周辺の土地利用現況図




凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界



農地

-  : 田
-  : 普通畑
-  : 茶園
-  : 桑園





林地

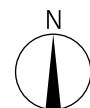
-  : 針葉樹林
-  : 広葉樹林
-  : 混交林・竹林
・その他樹林

都市・村落

-  : 住宅地
-  : 公共用地 (学校・公園・緑地・社寺・運動公園)

その他

-  : 未利用地 (未利用草地・無立木地・裸地・改変中の土地)
-  : ゴルフ場
-  : 水面 (養魚場も含む)
-  : JR



1:50,000

0 1 2km

出典：「土地分類基本調査「二本木」・「丹生」土地利用現況図」
(平成15年3月、三重県)を基に作成

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 上水取水源

君ヶ野ダム直下で八手俣川と合流する雲出川は、本市及び松阪市の水道用水や工業用水として利用されており、君ヶ野ダムは雲出川の水源（河川維持用水）として維持管理されている。

水道用水は、三重県企業庁は高野浄水場から取水されており、本市は高茶屋浄水場及び三雲浄水場の水源として雲出川から取水している。また、工業用水は、三重県企業庁によって、木造取水所から取水されている。

君ヶ野ダムの概要を表3.2-9に、高野浄水場及び高茶屋浄水場、三雲浄水場、木造取水所の概要を表3.2-10に、君ヶ野ダム及び浄水場、取水所の位置を図3.2-4に示す。

表 3.2-9 君ヶ野ダムの概要

河川	雲出川水系八手俣川
目的 ^{注)} ／型式	F・N・W・I／重力式コンクリート
堤高／堤頂長／堤体積	73m／323m／331 千 m ³
流域面積／湛水面積	80km ² ／80ha
総貯水容量／有効貯水容量	23,300 千 m ³ ／19,700 千 m ³

出典：「ダム便覧2009」（財団法人 日本ダム協会HP）

注) 目的略字は次のとおり。

F：洪水調節、農地防災、N：不特定用水、河川維持用水、

W：上水道用水、I：工業用水

表 3.2-10 高野浄水場及び木造取水所の概要

	高野浄水場	高茶屋浄水場	三雲浄水場	木造取水所
取水目的	水道用水			工業用水
水源	雲出川水系雲出川			
取水量	1.019m ³ /s	0.092m ³ /s	0.28m ³ /s	0.625m ³ /s
給水対象	津市、松阪市	津市		

出典：「三重県企業庁HP」（三重県企業庁）

「河川整備基本方針 -雲出川水系-」（平成18年9月1日 国土交通省）

「津市資料」

注) 昭和44年から50,000m³/日の工業用水道の建設に着手し、昭和46年から一部給水を開始している。
33,000m³/日は平成20年4月1日現在の給水能力である。

対象事業実施区域に最も近接する美杉町下之川の上村及び中津の集落では、飲料水として井戸水を利用している。

また、現地視察の結果、対象事業実施区域付近の沢には、写真3.2-1に示すとおり、飲料水等の取水設備が複数設置されている。



写真 3.2-1 対象事業実施区域付近の沢に設置されている取水設備

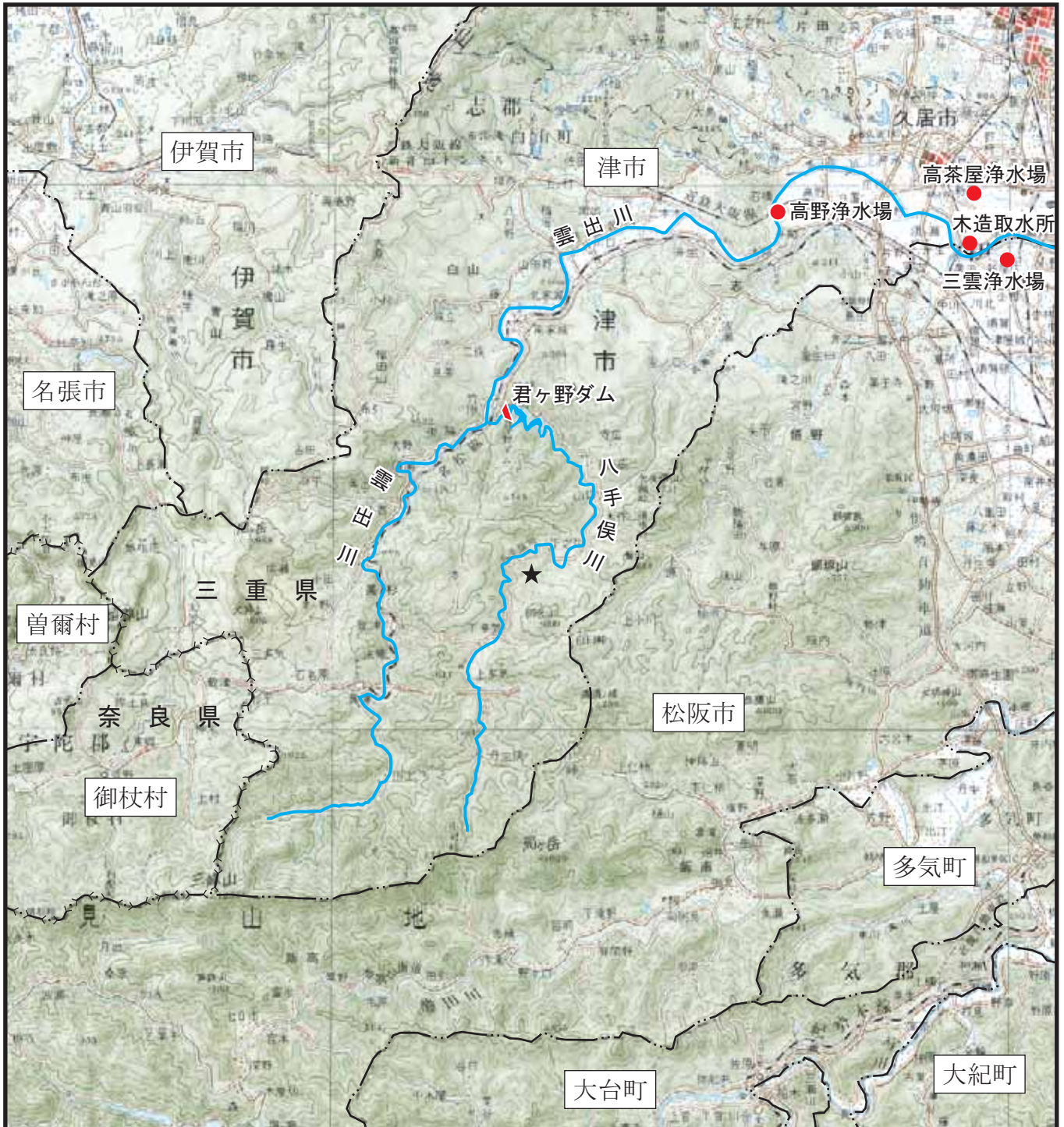


図3.2-4 対象事業実施区域周辺の浄水場及び取水所等

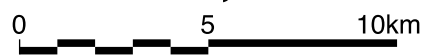
凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- — — : 県 界
- <->-<->- : 市 界
- ~~~~~ : 河 川
- ▬ : ダ ム
- : 主な浄水場、取水所

出典：「平成21年度事業概要 水の恵み」（平成21年5月、三重県企業庁）
「津市資料」



1:200,000



(2) その他の利水（農業用水、発電）の状況

雲出川は、水道用水、工業用水の他、農業用水の水源として広く利用されている。雲出川の主な農業用水を表3.2-11に示す。

農業用水は、主に高野浄水場近傍の高野用水から下流にかけて取水されている。

表 3.2-11 雲出川の主な農業用水

名称	位置		目的	取水量 (m ³ /s)
高野用水	右岸	15.8k	農業用水	1.84
雲出井用水	左岸	12.4k	農業用水	2.82
新井用水	右岸	11.0k	農業用水	1.76
笠松用水	右岸	6.2k	農業用水	1.49
香良洲用水	左岸	3.2k	農業用水	0.30

出典：「河川整備基本方針 -雲出川水系-」（平成18年9月1日 国土交通省）

また、中部電力竹原発電所では、君ヶ野ダム流入前の八手俣川河川水を利用して、発電を行っている。竹原発電所の概要を、表3.2-12に示す。

表 3.2-12 竹原発電所の概要

水系名	河川名	発電所名	形式	出力 (kW)	営業運転開始年月
雲出川	八手俣川	竹原	水路	700	大正12年1月

出典：「中部電力 水力発電所一覧（平成19年3月末現在）」（中部電力ホームページ）

3.2.4 交通の状況

(1) 主要道路の交通量

対象事業実施区域周辺における主要な道路網と交通量を表3.2-13及び図3.2-5に示す。

対象事業実施区域への北側からのルートである一志美杉線（美杉町中村）及び松阪青山線（美杉町竹原）の交通量は、平日で965～1,221台/24h、休日で833～968台/24hである。南側からのルートである嬉野美杉線（美杉町上多気）及び一般国道368号（美杉町上多気）の交通量は、平日で979～1,550台/24h、休日で972～1,074台/24hである。

表 3.2-13 主要道路と交通量

単位：台/24h

番号	路線名	観測地点名	平日			休日		
			乗用車類	貨物車類	合計	乗用車類	貨物車類	合計
1	久居美杉線	津市美杉町竹原	4,010	1,971	5,981	3,756	1,051	4,807
2	松阪青山線	津市美杉町竹原	603	618	1,221	634	199	833
3	一志美杉線	津市美杉町中村	527	438	965	607	361	968
4	太郎生伊勢八知 停車場線	津市美杉町八知	1,283	971	2,254	1,215	517	1,732
5	嬉野美杉線	津市美杉町上多気	572	407	979	606	366	972
6	八知下多気一志線	津市美杉町八知	163	183	346	314	318	632
7	久居美杉線	津市美杉町八知	1,305	693	1,998	1,559	666	2,225
8	一般国道368号	津市美杉町上多気	553	428	981	446	206	652
9	一般国道368号	津市美杉町上多気	936	614	1,550	779	295	1,074

出典：「平成17年度全国道路情勢調査報告書」（平成19年3月、国土交通省中部地方整備局）

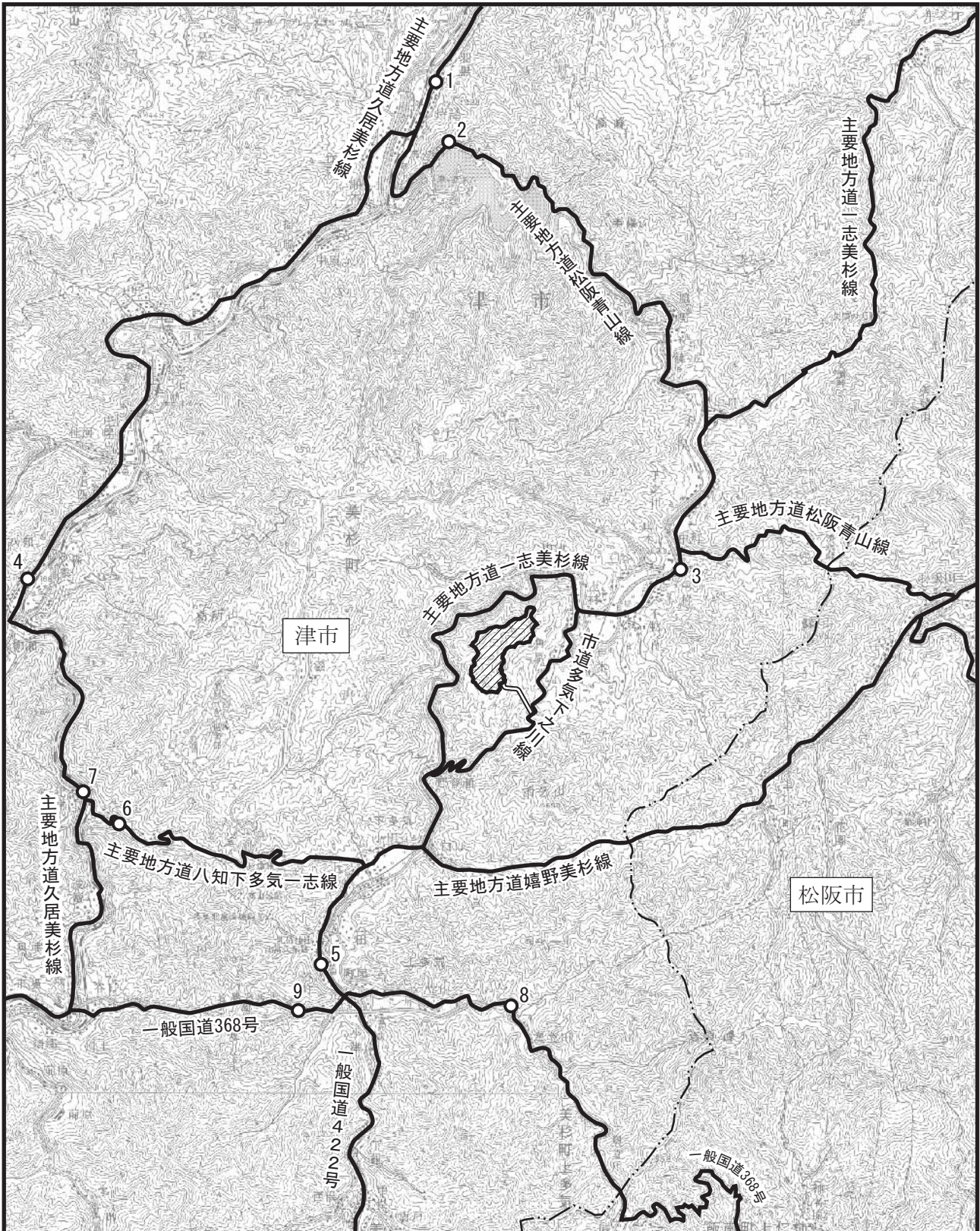
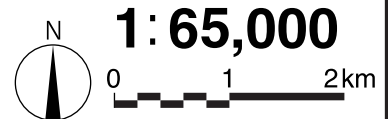


図3.2-5 対象事業実施区域周辺の交通網及び交通量調査地点

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 交通量調査地点
- : 進入路
- : 市 界

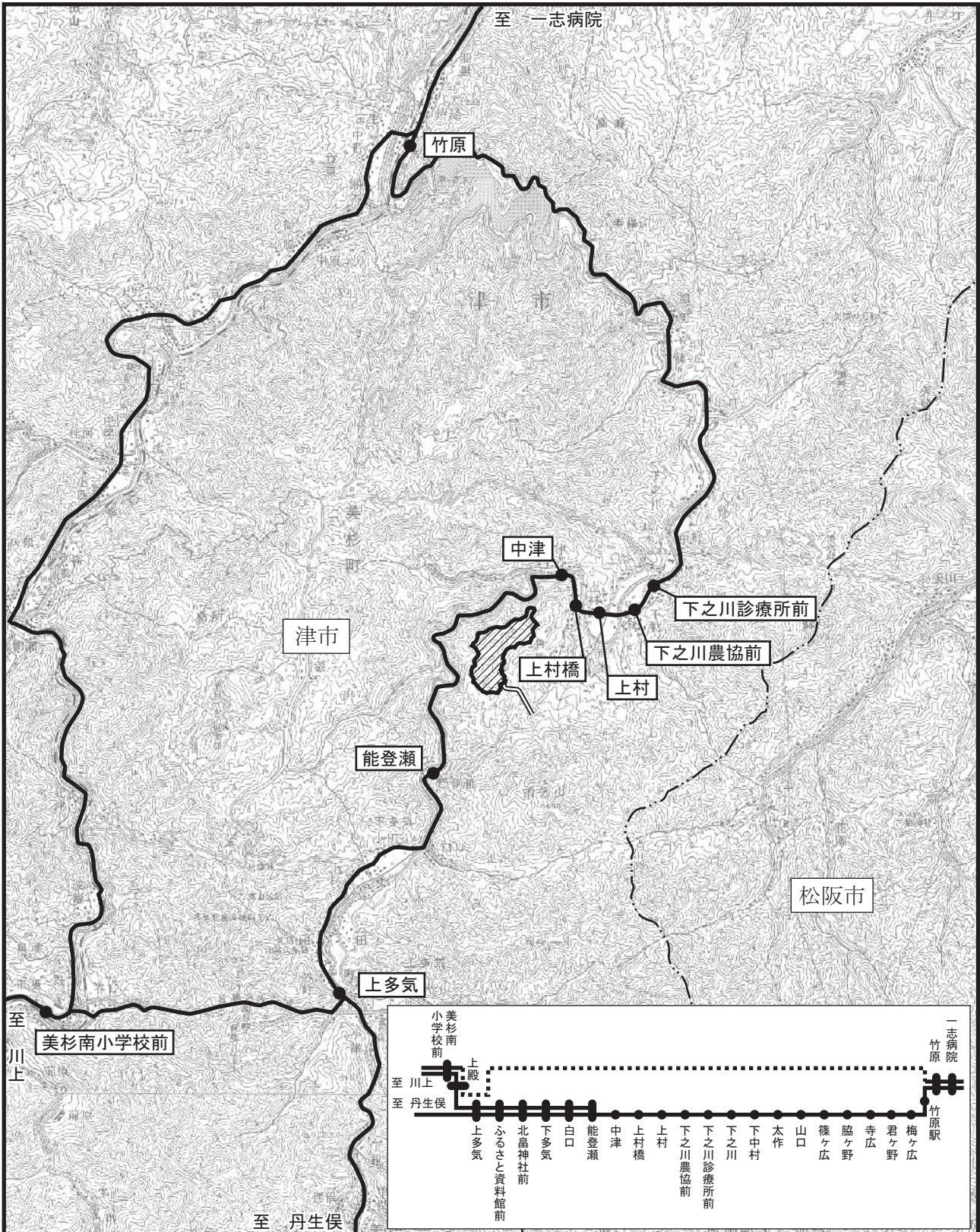
出典：「平成17年度 全国道路情勢調査報告書」
(平成19年3月、国土交通省中部地方整備局)



(2) その他交通施設

対象事業実施区域周辺のその他交通施設として、八手俣川、雲出川沿いを走る美杉コミュニティバスと、雲出川沿いを走るJR名松線がある。

美杉コミュニティバスの路線図を図3.2-6に示す。対象事業実施区域近くの主なバス停として「上村橋」、「下之川農協前」、「能登瀬」がある。



凡 例



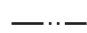


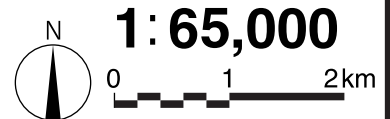
-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : バス路線
-  : 主なバス停

図3.2-6 対象事業実施区域周辺のバス(美杉コミュニティバス)路線



また、対象事業実施区域周辺には、JR名松線が通っている。対象事業実施区域周辺の鉄道路線の状況を図3.2-7に、主な鉄道駅の乗降人数を表3.2-14に示す。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、八手俣川と雲出川の合流点近傍の伊勢竹原駅であり、伊勢竹原駅の1日平均乗降数は16人である。

表 3.2-14 対象事業実施区域周辺の鉄道駅乗降数

単位：人

		総数	普通	定期	1日平均
JR名松線 総計		213,297	58,511	154,786	583
対象事業 実施区域 周辺の 主な鉄道駅	伊勢竹原	5,726	4,201	1,525	16
	伊勢鎌倉	3,075	2,648	427	8
	伊勢八知	7,134	2,652	4,482	19
	伊勢比津	4,957	2,304	2,653	14

出典：「平成21年刊三重県統計書」（平成21年4月1日 三重県）

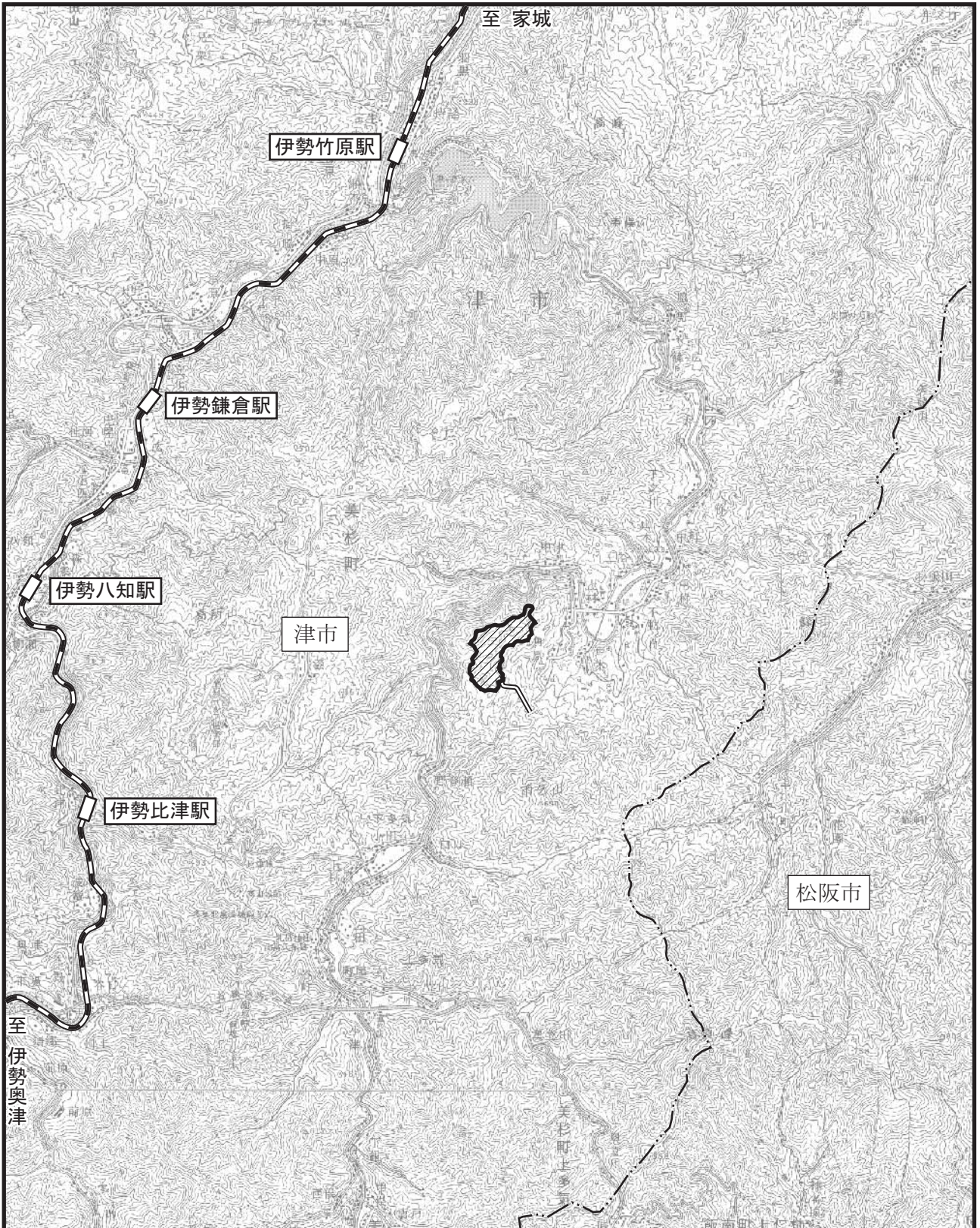
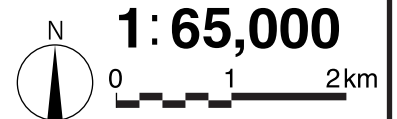


図3.2-7 対象事業実施区域周辺の鉄道

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : J R 名松線



3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

美杉町竹原、八手俣、下之川、下多気及び上多気における環境保全上配慮の必要な施設を表 3.2-15 及び図 3.2-8 に示す。

美杉町竹原、八手俣、下之川、下多気及び上多気には、病院、幼稚園、保育園及び社会福祉施設の施設が存在する。

表 3.2-15 対象事業実施区域周辺の学校、病院及び社会福祉施設

番号	種別	施設名称	住所
A	学校	竹原幼稚園（休園中）	美杉町竹原 2777
1	病院	津市国民健康保険竹原診療所	
2		下之川診療所	美杉町下之川 1875
3		小田内科	美杉町下多気 2266
4		小林医院多気診療所	美杉町上多気 1031
a	社会福祉施設	津市美杉人権センター	美杉町竹原 2821
b		多気保育園	美杉町下多気 2883

出典：「学校名簿 平成20年度版」（平成20年5月1日 三重県）
「三重県社会福祉施設名簿」（平成20年4月 三重県）
「住宅地図」（ゼンリン）

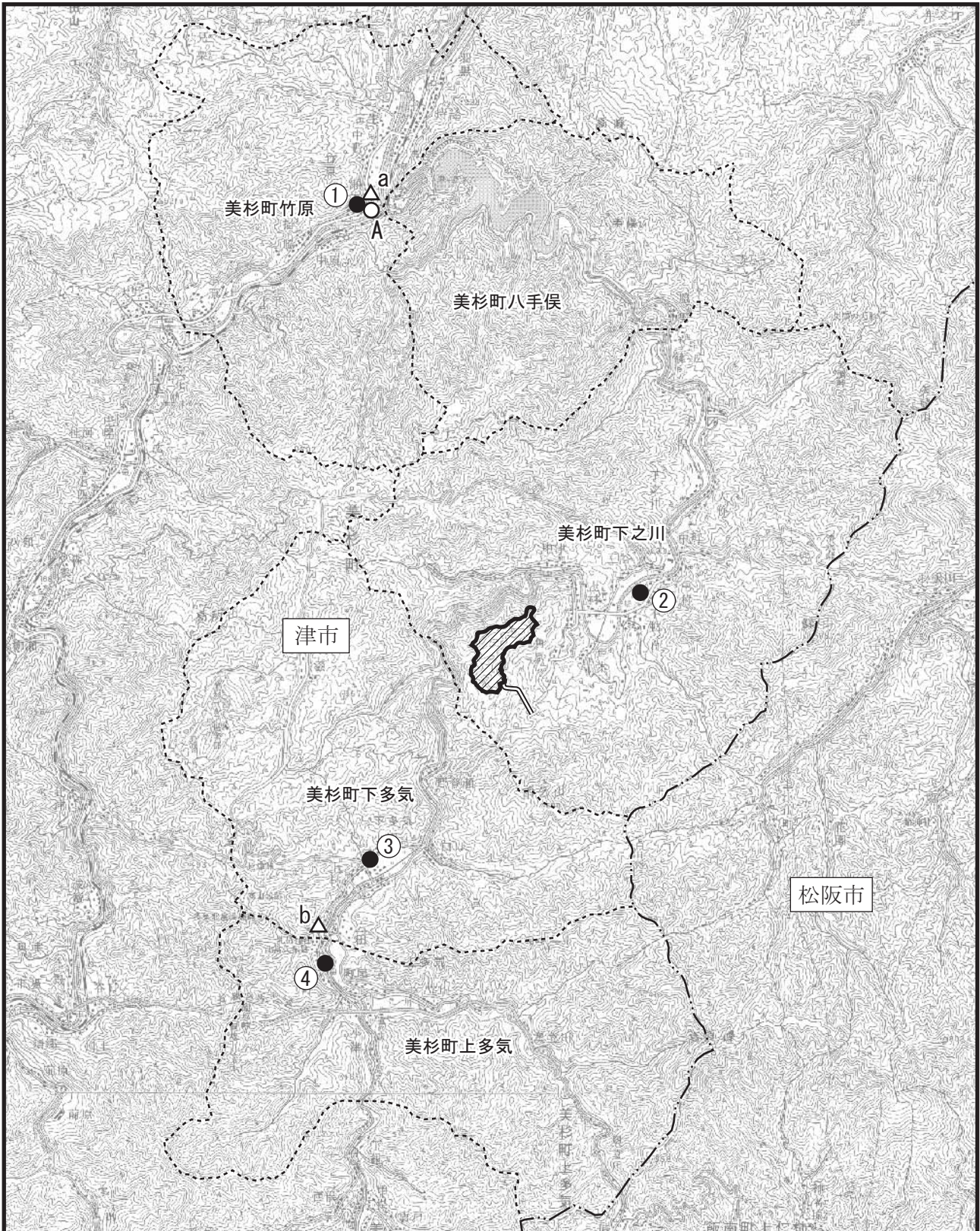




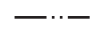

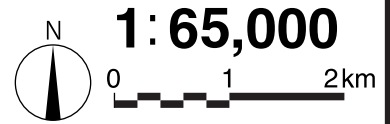


図3.2-8 対象事業実施区域周辺の学校、病院及び社会福祉施設等

凡 例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業実施区域 |  : 学校 (A) |
|  : 進入路 |  : 病院 (①～④) |
|  : 市界 |  : 社会福祉施設 (a, b) |
|  : 字界 | |

出典：「三重県社会福祉施設名簿」（平成20年4月、三重県）
「学校名簿平成20年版」（平成20年5月1日、三重県）
「住宅地図」（ゼンリン）



3.2.6 上下水道等の整備状況

(1) 上水道

本市の上水道普及率を表3.2-16に示す。

三重県及び本市では、上水道、簡易水道、専用水道から給水しており、平成18年度の水道の普及率は、三重県で99.2%、本市で98.4%となっている。

美杉地域では、簡易水道であり、普及率は46.9%である。

表 3.2-16 上水道の普及状況（平成18年度）

単位：人

	行政区域 人口	総数	上水道	簡易水道	専用水道	普及率 (%)
		現在 給水人口	現在 給水人口	現在 給水人口	現在 給水人口	
三重県	1,857,210	1,842,484	1,725,254	102,877	14,353	99.2
津市	283,478	279,019	271,521	7,252	246	98.4
美杉地域	6,479	3,037	—	3,037	—	46.9

出典：「平成21年刊三重県統計書」（平成21年4月1日 三重県）
「津市資料」

本市では、簡易水道の統廃合や水道未普及地域の解消を推進するとともに、安定した給水の確保に向け、基幹改良（老朽化更新）を実施する計画である。また、上水道との統合簡易水道計画を策定し、美里地域の簡易水道は既に上水道に統合したが、その他の簡易水道は平成28年度末までに上水道との経営統合を行うこととしている。

また、下之川地区における簡易水道区域の拡張範囲を図3.2-9に示す。下之川地区では、水道未普及地域解消事業として、簡易水道の拡張事業を平成23年度までに実施する計画である。

表 3.2-17 簡易水道事業計画

事業名	簡易水道および 地区名	平成(年度)										
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
継続事業	中太郎生西簡易水道											
	下竹原簡易水道											
総合簡易水道事業	青山高原、元取簡易水道											
水道未普及 解消事業	川上地区											
	下多気第2地区(未定)											
	下之川地区											
基幹改良事業	青山高原簡易水道											

出典：「津市水道事業基本計画(概要版) 2007～2017－持続する水道－」（津市水道局）
「津市資料」

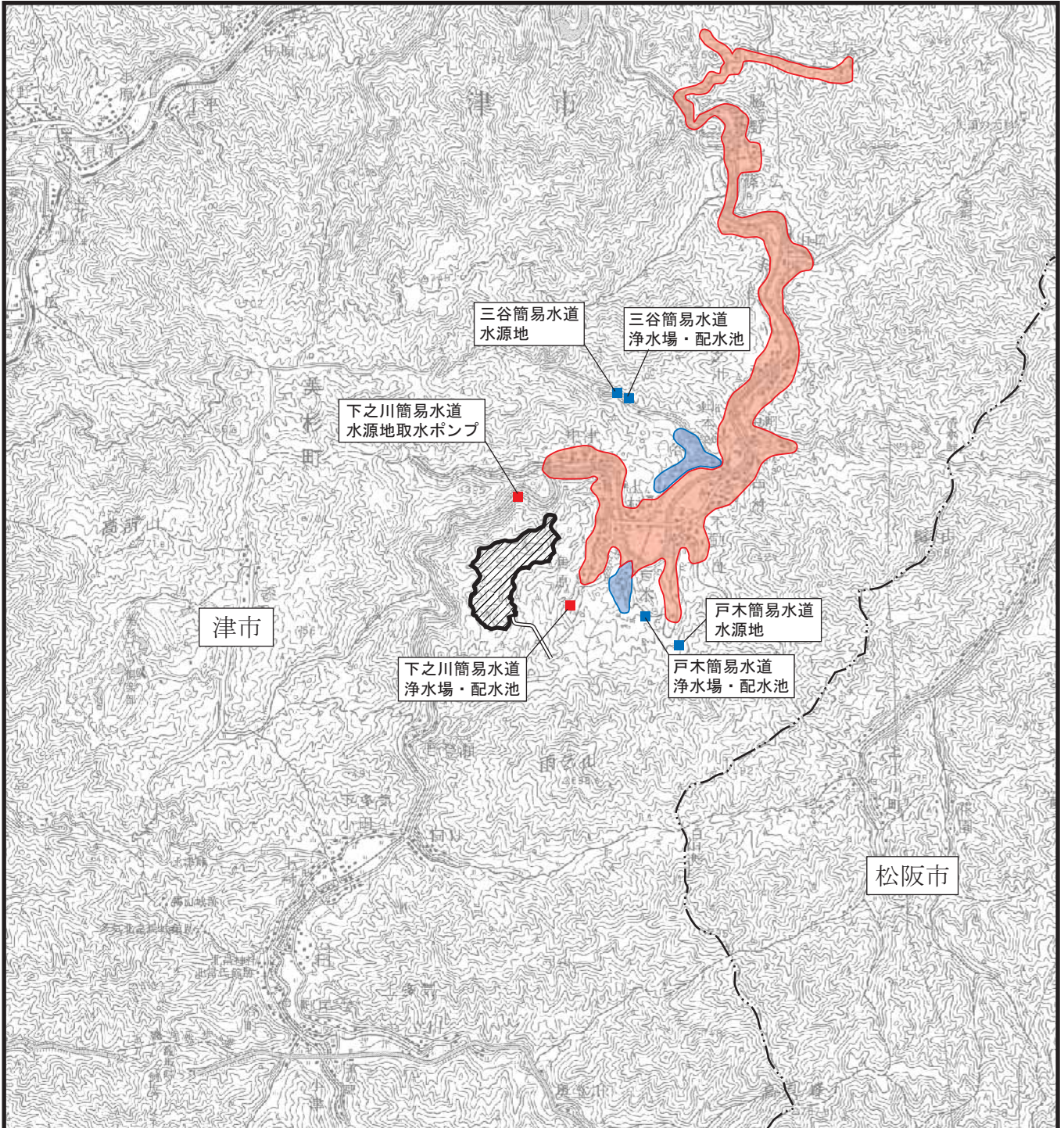







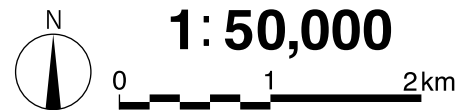


図3.2-9 下之川地区における簡易水道区域拡張範囲

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 既設給水区域
-  : 既設水源地・取水ポンプ・浄水場・配水池
-  : 拡張給水区域
-  : 新設水源地・取水ポンプ・浄水場・配水池



出典：「津市資料」

(2) 生活排水処理施設

本市の生活排水処理施設の状況を表3.2-18に示す。

平成19年度末の三重県及び本市全地域の生活排水処理施設の整備率は、三重県で73.3%、本市で75.2%となっている。

美杉地域では下水道の施設はなく、浄化槽等の個別処理施設を利用しているが、美杉地域の生活排水処理施設の整備率は、55.5%と低い。

表 3.2-18 生活排水処理施設の整備状況（平成19年度末）

単位：人、率 %

	行政区域 人口	集合処理施設				
		下水道	農業集落排水 施設等	漁業集落排水 施設	コミュニティ プラント	集合処理 施設合計
三重県	1,856,282	784,021	88,028	6,137	3,664	881,850
津市	283,185	113,628	12,697	-	-	126,325
美杉地域	6,205	-	351	-	-	351

	浄化槽等 個別処理施設	生活排水処理 施設整備人口 合計	生活排水 処理施設の 整備率
三重県	479,141	1,360,991	73.3
津市	86,494	212,819	75.2
美杉地域	3,092	3,443	55.5

出典：「平成21年刊三重県統計書」（平成21年4月1日 三重県）

「津市資料」

注1)生活排水処理の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率である。

2)「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設の合計を表す。

3)浄化槽は、従来から合併処理浄化槽と呼んでいたものである。

4)平成19年度末において浄化槽市町村整備推進事業を実施中の市町は、松阪市、伊賀市、多気町、大台町、南伊勢町の2市3町である。

5)「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口である。

(3) し尿処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集状況を表3.2-19に示す。

平成17年度から平成19年度までの本市及び美杉地域（旧美杉村又は美杉町）のし尿及び浄化槽汚泥の量は、ともに減少傾向にある。

表 3.2-19 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況

単位：kL

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
津市（平成 17 年度）	30,022	61,525	91,547
美杉地域	485	2,347	2,832
津市（平成 18 年度）	28,027	60,114	88,141
美杉地域	409	2,372	2,781
津市（平成 19 年度）	27,507	59,773	87,280
美杉地域	374	2,443	2,817

出典：「津市一般廃棄物処理基本計画」（平成21年3月 津市）

3.2.7 廃棄物の処理の状況

(1) 一般廃棄物

平成 10 年度から平成 19 年度における本市の一般廃棄物の処理量の実績の推移を表 3.2-20 に示す。

焼却処理量（直接焼却）はほぼ横ばい傾向にあり、最終処分量（直接埋立）は平成 10 年度から平成 17 年度にかけて減少傾向にあるものの、それ以降はほぼ横ばい傾向にある。

表 3.2-20 一般廃棄物の収集及び処理状況（平成 10 年度～平成 19 年度）

単位：t/年

項目	年度	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
処理・処分量合計		179,664	198,522	156,664	160,623	156,324	149,423	143,912	138,634	128,207	125,615
焼却処理量		87,388	90,956	85,325	89,841	92,889	90,126	86,478	88,391	84,892	86,988
直接焼却		87,388	90,956	85,325	89,841	92,889	89,895	85,043	84,375	84,188	86,988
中間処理後焼却		0	0	0	0	0	231	1,435	4,016	704	0
直接資源化量		7,823	7,836	11,183	12,053	13,809	12,483	12,048	11,637	11,134	10,383
紙類		6,709	6,659	9,212	10,084	11,568	10,506	10,433	10,378	10,290	9,536
金属類		549	613	778	514	632	565	328	12	0	0
ガラス類		191	109	495	372	442	473	453	458	0	0
ペットボトル		0	0	0	82	218	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		354	411	582	898	862	852	817	772	805	820
その他		20	44	116	103	87	87	17	17	39	27
焼却以外の中間処理量		9,191	9,555	10,246	9,289	9,229	9,413	15,710	18,595	16,531	12,361
最終処分量		75,262	90,175	49,910	49,440	40,397	37,401	29,676	20,011	15,650	15,883
直接埋立		56,860	72,070	32,168	33,819	29,680	33,115	24,063	13,839	9,108	11,289
焼却残渣		13,402	13,455	11,868	11,937	7,210	0	0	0	0	0
中間処理後埋立		5,000	4,650	5,874	3,684	3,507	4,286	5,613	6,172	6,542	4,594
資源化量合計		17,414	17,976	21,230	23,363	29,608	34,407	36,973	35,541	38,192	34,853
紙類		12,141	11,886	14,840	15,743	16,857	15,762	15,401	14,872	15,055	13,775
金属類		3,865	3,978	4,008	3,702	3,919	3,903	3,321	2,730	2,877	1,641
ガラス類		583	1,086	899	1,927	2,049	1,266	1,001	982	857	826
ペットボトル		269	361	450	668	1,042	755	658	593	814	788
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	4,315	4,421	4,779	4,568
布類		515	575	779	1,082	994	977	925	900	928	933
その他		41	90	254	241	4,747	11,744	11,352	11,043	12,882	12,322
直接資源化量		7,823	7,836	11,183	12,053	13,809	12,483	12,048	11,637	11,134	10,383
紙類		6,709	6,659	9,212	10,084	11,568	10,506	10,433	10,378	10,290	9,536
金属類		191	109	495	372	442	473	453	458	0	0
ガラス類		549	613	778	514	632	565	328	12	0	0
ペットボトル		0	0	0	82	218	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		354	411	582	898	862	852	817	772	805	820
その他		20	44	116	103	87	87	17	17	39	27
焼却施設資源化量		281	245	203	187	4,833	11,808	11,372	11,092	12,843	12,295
紙類		281	245	203	187	214	197	136	124	0	0
金属類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	4,619	11,611	11,236	10,968	12,843	12,295
中間処理施設資源化量		3,911	4,660	4,169	5,418	5,722	4,896	8,583	8,283	9,285	7,767
紙類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類		3,642	3,844	3,481	3,300	3,455	3,406	2,848	2,246	2,848	1,597
ガラス類		0	424	104	1,394	1,403	690	664	965	844	814
ペットボトル		269	351	450	586	824	755	658	593	814	788
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	4,315	4,421	4,779	4,568
布類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	41	134	138	40	45	98	58	0	0
集団回収量		5,399	5,235	5,675	5,705	5,244	5,220	4,970	4,529	4,930	4,408
紙類		5,151	4,982	5,425	5,472	5,075	5,059	4,832	4,370	4,765	4,239
金属類		32	25	32	30	22	24	20	26	29	44
ガラス類		34	49	17	19	14	11	9	5	13	12
ペットボトル		0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		161	164	197	184	132	125	108	128	123	113
その他		21	5	4	0	1	1	1	0	0	0

出典：「津市一般廃棄物処理基本計画」（平成 21 年 3 月、津市）

(2) 産業廃棄物

平成 16 年度の三重県の産業廃棄物発生状況を表 3.2-21 に示す。

三重県では、産業廃棄物が 4,542 千 t/年発生し、そのうち 166 千 t/年（発生量の 4%）が最終処分されている。発生量のうち、汚泥発生量が最も多く、平成 16 年度では、2,128 千 t/年（47%）発生している。

表 3.2-21 三重県における産業廃棄物の発生状況（平成 16 年度）

単位：千 t/年

廃棄物区分 処理等	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず
発生量	26 (1%)	2,128 (47%)	129 (3%)	37 (1%)	102 (2%)	191 (4%)	10 (0%)
資源化量	13	144	51	12	26	56	4
有償物量	0	3	17	8	3	17	0
再生利用量	13	141	34	4	22	39	4
減量化量	13	1,910	73	21	75	107	6
最終処分量	0	72	2	1	2	23	0
その他量	0	2	0	0	0	1	0

廃棄物区分 処理等	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい
発生量	69 (2%)	1 (0%)	102 (2%)	3 (0%)	232 (5%)	133 (3%)	88 (2%)
資源化量	0	8	2	192	104	76	0
有償物量	0	3	0	156	0	3	0
再生利用量	0	6	2	35	104	74	0
減量化量	0	91	0	38	15	7	0
最終処分量	0	3	0	2	13	6	0
その他量	0	0	0	1	1	0	0

廃棄物区分 処理等	がれき類	その他産業廃棄物	合計
発生量	1,240 (27%)	51 (1%)	4,542 (100%)
資源化量	1,144	36	1,916 (42%)
有償物量	8	0	222 (5%)
再生利用量	1,136	36	1,693 (37%)
減量化量	50	12	2,436 (54%)
最終処分量	39	2	166 (4%)
その他量	7	0	13 (0%)

注) () 内の数字は、発生量の合計を 100 とした場合の構成割合を示す。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査報告書（平成 16 年度実績）」（平成 18 年 3 月、三重県）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基準等

1) 大気の汚染に係る環境基準等

大気の汚染に係る環境基準を表3.2-22(1)に示す。また、表3.2-22(2)に示したように、三重県では、二酸化いおう及び二酸化窒素について環境保全目標を定めている。

表 3.2-22(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

環境基本法16条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号)

出典：「大気の汚染に係る環境基準」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号)

表 3.2-22(2) 大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	年平均値が0.017ppm以下であること。
二酸化窒素	年平均値が0.02ppm以下であること。

2) 騒音に係る環境基準及び類型指定

騒音に係る環境基準を表3.2-23に示す。

なお、対象事業実施区域周辺においては、騒音の環境基準の類型指定は行われていない。

表 3.2-23 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日午前6時まで
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の類型		基準値	
		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日午前6時まで
A	2車線以上	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	1車線以上		

③ ②のうち幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

※本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

備考1: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル、夜間：40デシベル）によることができる。

備考2: 幹線交通を担う道路

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）
- (2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

備考3: 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m
- (2) 2車線を超える車線を有する車線交通を担う道路20m

【該当地域】

- A: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御菌村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により定められた第2種区域
- B: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御菌村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- C: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御菌村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により定められた第3種区域及び第4種区域

注) 市町村の名称及び区域は、平成15年10月10日における名称及び行政区域によって表示されたものとする。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成11年3月26日 三重県告示160号）

3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定

水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）を表3.2-24(1)～(2)に示す。

対象事業実施区域周辺では雲出川下流はA類型、雲出川上流はAA類型に指定されているが、八手俣川では、類型の指定はされていない。

なお、表3.2-25に示す水生生物の保全に関する環境基準については、三重県では地域指定がされていない。

表 3.2-24(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオペンカルブ	0.02 mg/L 以下
ペンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

備考:海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 3. 2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	基準値			
			生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

 // 3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.2-25 水生生物の保全に関する環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mgL 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mgL 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mgL 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mgL 以下

備考:基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表3.2-26に示す。

表 3.2-26 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1.2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1.1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1.2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1.1.1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1.1.2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1.3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表3.2-27に示す。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考:1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」
(平成11年12月27日環境省告示第68号)

6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3.2-28に示す。

表 3.2-28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
(平成9年3月環境庁告示第10号)

(2) 規制基準及び指定地域

1) 大気汚染に係る規制基準及び指定地域

大気汚染防止法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、ばいじん等を発生し、及び排出する施設に対して、規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定め、大気汚染の防止を図っている。

また、三重県においては、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、ばいじん等を発生し、排出する施設に対して、別途規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定めている。

大気汚染に係る規制基準を表3.2-29(1)～(2)に示す。

表 3.2-29(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準(量規制、地域ごとのK値規制方式)	四日市地域 K=3.0 (特別排出基準 K=1.17) 桑名・鈴鹿地域 K=14.5 その他の地域 K=17.5
	総量規制(四日市地域)	
ばいじん	排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと)	0.05～0.59/Nm ³ (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	同上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80～700mg/Nm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	同上	1.0～20mg/Nm ³
鉛及びその化合物	同上	10～30mg/Nm ³
窒素酸化物	同上	60～950mg/Nm ³
特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10本/L

出典：「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)

表 3. 2-29 (2) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく大気汚染に係る排出基準

規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17, 2.92, 3.0	—
ばいじん	特別排出基準適用区域 0.1~0.8g/Nm ³ その他 0.2~5.0g/Nm ³	—
塩素	30mg/Nm ³	0.9mg/Nm ³
塩化水素	80mg/Nm ³	2mg/Nm ³
鉛及びその化合物	—	0.03mg/Nm ³
アセトアルデヒド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	7.5mg/Nm ³	0.35mg/Nm ³
一酸化炭素	—	50mg/Nm ³
五酸化バナジウム	—	0.015mg/Nm ³
硫酸	—	0.6mg/Nm ³
スチレン	—	4.6mg/Nm ³
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	12mg/Nm ³	0.3mg/Nm ³
エチレンオキシド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
窒素酸化物	総排出量規制 (四日市地域)	

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成13年3月27日三重県規則第39号)

2) 騒音に係る規制基準及び指定地域

騒音規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について規制を行うとともに、自動車騒音に係る要請限度等を定めている。また、三重県では、騒音規制法に基づき、規制を行う地域の指定を行うとともに、三重県生活環境の保全に関する条例による騒音の規制を行っている。

美杉地域は、騒音規制法に基づく規制の区域に指定されておらず、三重県生活環境の保全に関する条例によって定められた基準によって、工場等において発生する騒音及び建設作業に伴って発生する騒音の規制が行われている。

自動車騒音に係る要請限度については、対象事業実施区域周辺は区域の指定がされていない。

騒音に係る規制基準等を表3.2-30(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例で、工場等において発生する騒音の規制では「5 その他の地域（工業専用地域を除く。）」に、建設作業に伴って発生する騒音の規制では「第1号区域」に指定されている。

表 3.2-30(1) 工場等において発生する騒音の規制

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8:00～19:00)	朝夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5	その他の地域(工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注1) 表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

2) 第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

表 3.2-30(2) 建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	2号区域	適用除外
騒音の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②⑥
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②
日曜休作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②③ ④⑤⑦

注1) 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間（又は日曜・休日）に行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路占用許可に夜間作業（又は日曜・休日の作業）の条件が付された場合及び夜間（又は日曜・休日）に行うべきと同意された場合
- ⑤道路交通法の規定に基づき、道路使用許可に夜間作業（又は日曜・休日の作業）の条件が付された場合及び夜間（又は日曜・休日）に行うべきと同意された場合
- ⑥作業がその作業を開始した日に終わる場合
- ⑦変電所の変更工事で、従事者の生命又は身体に対する安全を確保するため近接電気工作物の機能を停止させる都合上、特に作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

2) 規制地域は、「工場等において発生する騒音の規制基準」と同じで、区域区分は次のとおり

第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業専用地域を除くその他の地域並びに工業地域のうち学校・保育所・病院・入院施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域：工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

表 3.2-30(3) 自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路		65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路		70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路		75	70
c 区域	車線を有する道路		75	70

これらの区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域

時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
限度	75	70

備考1:「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。

備考2:「a区域」、「b区域」、「c区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。

出典:「騒音規制法」(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号)

3) 振動に係る規制基準及び指定地域

振動規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めている。また、三重県では、振動規制法に基づき規制を行う地域の指定を行うとともに、三重県生活環境の保全に関する条例による振動の規制を行っている。

美杉地域は、振動規制法に基づく規制の区域に指定されておらず、三重県生活環境の保全に関する条例によって定められた基準によって、振動の規制が行われている。

振動に係る規制基準等を表3.2-31(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例で、工場等において発生する振動の規制及び道路交通振動に係る要請限度では「第2種区域」に、建設作業に伴って発生する振動の規制では「第1号区域」に指定されている。

表 3.2-31(1) 工場等において発生する振動の規制

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域 (工業専用地域を除く。)	65 デシベル	60 デシベル

注1) 表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

2) 第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成13年3月27日三重県規則第39号)

表 3.2-31 (2) 建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	2号区域	適用除外
振動の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②⑥
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②
日曜休日の作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②③ ④⑤⑦

注1) 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間（又は日曜・休日）に行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路占用許可に夜間作業（又は日曜・休日の作業）の条件が付された場合及び夜間（又は日曜・休日）に行うべきと同意された場合
- ⑤道路交通法の規定に基づき、道路使用許可に夜間作業（又は日曜・休日の作業）の条件が付された場合及び夜間（又は日曜・休日）に行うべきと同意された場合
- ⑥作業がその作業を開始した日に終わる場合
- ⑦変電所の変更工事で、従事者の生命又は身体に対する安全を確保するため近接電気工作物の機能を停止させる都合上、特に作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

2) 規制地域は、「工場等において発生する騒音の規制基準」と同じで、区域区分は次のとおり

第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業専用地域を除くその他の地域並びに工業地域のうち学校・保育所・病院・入院施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域：工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

「振動規制法施行規則第11条、別表第1」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

表 3.2-31(3) 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）	70 デシベル	65 デシベル

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第10号）

「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）

4) 悪臭に係る規制基準及び指定地域

悪臭防止法では、工場又は事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っている。また、三重県では、悪臭防止法に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定しているが、本市は、生活環境を保全すべき地域の特定悪臭物質に係る規制地域に指定されており、臭気指数に係る規制地域には指定されていない。

悪臭に係る規制基準を表3.2-32に示す。

①事業場の敷地境界線の地表における規制基準

表 3.2-32 特定悪臭物質に係る規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

③事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準

悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

5) 水質汚濁に係る規制基準及び指定地域

水質汚濁防止法では、第2条に基づく特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、排水基準を定めている。また、三重県では、水質汚濁防止法の水質汚濁に係る排出基準に対して、上乘せ基準を定めており、指定された項目、業種については、上乘せ基準が適用される。

水質汚濁に係る排水基準を表3.2-33(1)～(3)に示す。

なお、特定施設に対象事業である一般廃棄物の最終処分場は含まれない。

表 3.2-33(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパ、ラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びその化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（ただし、海水は230mg/L）
ふつ素及びその化合物	8mg/L（ただし、海水は15mg/L）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L

備考：「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを指す。

出典：「排出基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3. 2-33(2) 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6（ただし海水は 5.0～9.0）
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質 (SS)	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量 (T-N)	120mg/L(日間平均 60mg/L)
りん含有量 (T-P)	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考:1. この表に掲げる排水基準は、事業場全体での一日の平均排出水量が50立方メートル以上の特定事業場に限り適用されます。

2. BODについての基準値は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODについての基準値は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用されます。

3. T-N及びT-Pについての基準値は、特定の海域及び湖沼（ダム湖を含む）の関係地域（集水域）についてのみ適用されます。

出典：「排出基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2-33(3) 水質汚濁に係る排出基準（上乘せ基準）（第一種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿地先海域の第二種水域を含む））

適用排水量(1日当たりの平均的な排水量)		新設(昭和47年1月1日以後に設置)の特定事業場			新設以外の特定事業場	
		50m ³ 以上 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m ³ 以上)			400m ³ 以上	
項目	業種	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)
水素イオン濃度(pH)	但し、海域に排出されるもの	5.8以上 8.6以下	-		-	-
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 毛紡績業(洗毛を行うものに限る)	-	-		120	90
	3. 全業種(1及び2の業種を除く)	25	20		65	50
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種(1の業種を除く)	25	20		-	-
浮遊物質(SS) (mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 全業種(1の業種を除く)	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(mg/L)		-	1	6	-	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(mg/L)		-	10	6	-	-
フェノール類含有量(mg/L)		1	-		1	-
銅含有量(mg/L)		1	-		1	-

備考：1. 「第一種水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいいます。

木曾川(長島町上水道水源地から上流の区域)
 員弁川(朝日町上水道縄生水源地から上流の区域)
 朝明川(四日市市上水道朝明水源地から上流の区域)
 三滝川(四日市市上水道三滝水源地から上流の区域)
 内部川(四日市市上水道内部水源地から上流の区域)
 鈴鹿川本川(四日市市上水道河原田水源地から上流の区域)
 鈴鹿川派川(楠町上水道水源地から上流の区域)
 安濃川(安濃村曾根簡易水道水源地から上流の区域)
 雲出川(津市上水道三雲水源地から上流の区域)
 阪内川(松阪市上水道安楽水源地から上流の区域)
 櫛田川(松阪市上水道安楽水源地から上流の区域)
 祓川(明和町養川簡易水道水源地から上流の区域)
 笹笛川(明和町根倉簡易水道水源地から上流の区域)
 大堀川(明和町山大淀簡易水道水源地から上流の区域)
 宮川(伊勢市上水道宮川水源地から上流の区域)
 加茂川(鳥羽市上水道水源地から上流の区域)
 迫子川(浜島町上水道迫子水源地から上流の区域)
 松山路川(浜島町上水道松山路水源地から上流の区域)
 南張川(浜島町上水道南張水源地から上流の区域)

五カ所川(南勢町五カ所簡易水道水源地から上流の区域)
 小方川(南島町小方簡易水道水源地から上流の区域)
 古和川(南島町古和簡易水道水源地から上流の区域)
 奥川(紀勢町錦簡易水道水源地から上流の区域)
 大谷川(島ヶ原村簡易水道水源地から上流の区域)
 木津川(本川と服部川合流点から上流の区域)
 名張川(本川と小波田川合流点から上流の区域)
 赤羽川(紀伊長島町上水道水源地から上流の区域)
 銚子川(海山町上水道水源地から上流の区域)
 矢川(尾鷲市上水道水源地から上流の区域)
 古川(尾鷲市古江賀田簡易水道水源地から上流の区域)
 逢川(熊野市二木島簡易水道水源地から上流の区域)
 湊川(熊野市新鹿簡易水道水源地から上流の区域)
 西郷川(熊野市上水道木本水源地から上流の区域)
 井戸川(熊野市上水道井戸水源地から上流の区域)
 尾呂志川(御浜町阿田和簡易水道水源地から上流の区域)
 新宮川(紀和町和気簡易水道水源地から上流の区域)
 神内川(鶴殿村簡易水道水源地から上流の区域)

- 「第二種水域」とは、第一種水域に属さない公共用水域（天白川水域を除く。）をいいます。
- 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（天白川水域を除く。）をいいます。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。
- この表に掲げる新設以外の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が、400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。
- この表の数値は、総理府令第3条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとします。

出典：「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年12月24日三重県条例第60号）

水質汚濁防止法では、有害物質の製造、使用又は処理する特定施設に対して、有害物質の地下水浸透基準を定めている。

有害物質の地下水浸透基準を表3.2-34に示す。

表 3.2-34 有害物質の地下水浸透基準

項目	単位	最大（許容限度）	検出限界	備考
カドミウム及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.001	
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	0.1	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及び EPN に限る。）	mg/L	検出されないこと	0.1	
鉛及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.005	
六価クロム化合物	mg/L	検出されないこと	0.04	
ヒ素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	
PCB	mg/L	検出されないこと	0.0005	
トリクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
テトラクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.0005	
ジクロロメタン	mg/L	検出されないこと	0.002	
四塩化炭素	mg/L	検出されないこと	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出されないこと	0.0002	
チウラム	mg/L	検出されないこと	0.0006	
シマジン	mg/L	検出されないこと	0.0003	
チオベンカルブ	mg/L	検出されないこと	0.002	
ベンゼン	mg/L	検出されないこと	0.001	
セレン及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.002	
ホウ素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.2	
フッ素及びその化合物	mg/L	検出されないこと	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	検出されないこと	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.22 硝酸性窒素 0.2	2

備考：1. 「検出されないこと。」とは、施行規則第6条の2の規定に基づき、環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいいます。

2. （検出限界）アンモニアまたはアンモニウム化合物にあつては、アンモニア性窒素 0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては、亜硝酸性窒素 0.2mg/L、硝酸化合物にあつては、硝酸性窒素 0.2mg/L。

出典：「水質汚濁防止法施行規則」（昭和45年12月25日 法律第138号）

(3) 各種指定地域

対象事業実施区域周辺の規制区域等の状況を図3.2-10に示し、対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況を表3.2-35に整理した。

なお、対象事業実施区域周辺は、都市計画法の用途地域の指定はない。

表 3.2-35 対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況

根拠法令	指定区域等	適用有無	必要な許可・届出申請等
都市計画法	都市計画区域	—	—
	市街化区域	—	—
	用途地域	—	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	—
	農用地区域	—	—
森林法	森林地域	○	—
	国有林	—	—
	保安林	—	—
	公有林	—	—
	森林計画に係る民有林	○	林地開発のための届出
自然公園法	国立公園	—	—
	国定公園	—	—
	三重県立自然公園条例	○	工作物新築のための届出
砂防法	砂防指定地	—	—
	砂防指定河川	—	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	—	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	—	—
河川法	指定河川（上流端）	—	—
	河川保全区域	—	—
文化財保護法	史跡	—	—
	名勝	—	—
	天然記念物	—	—
	埋蔵文化財包蔵地	—	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—
	特別保護区	—	—

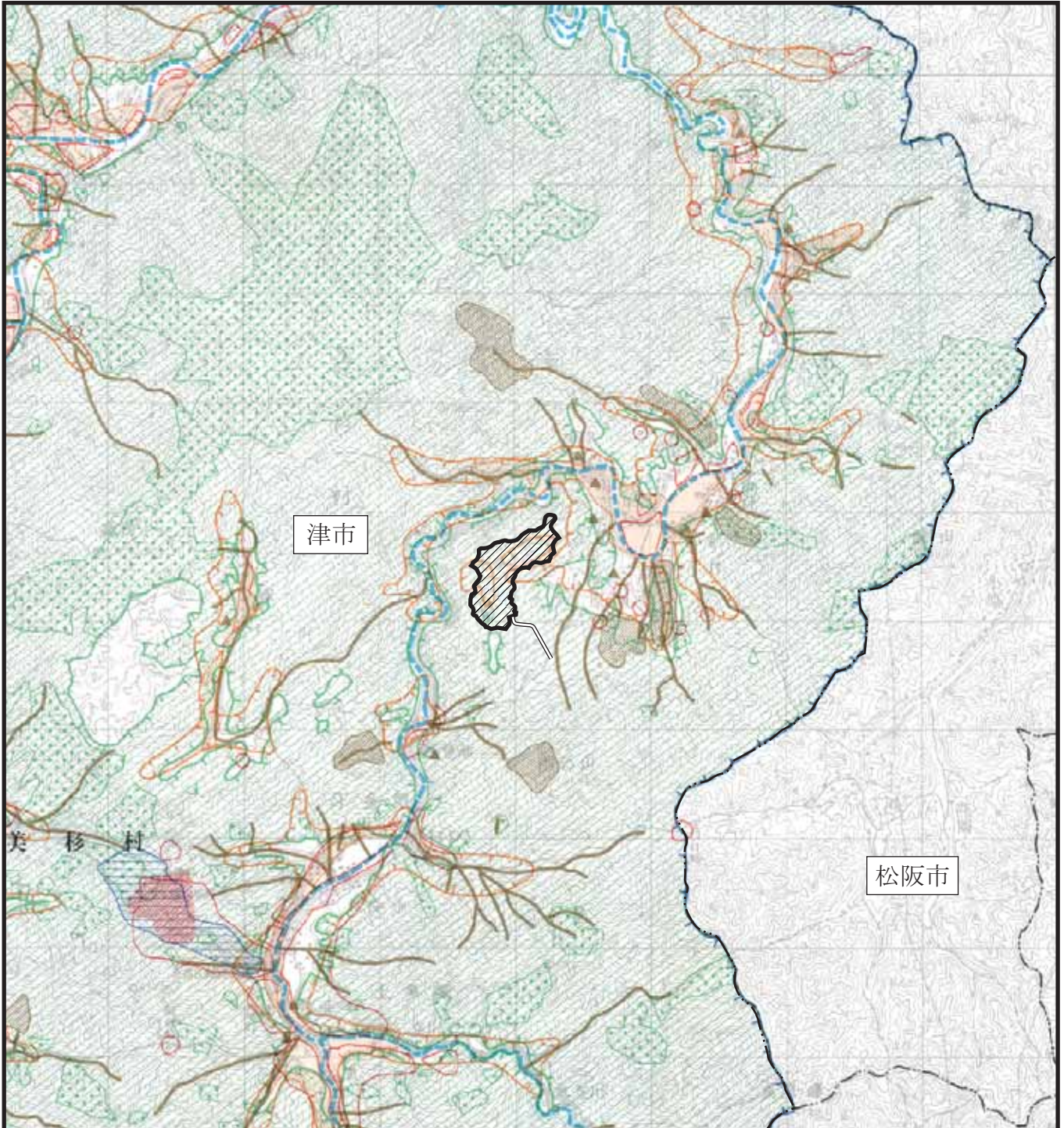





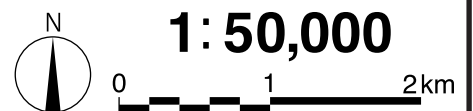


図3.2-10 対象事業実施区域の土地利用規制図

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界

農業振興地域ノ整備ニ関スル法律	農業振興地域		砂防法	砂防指定地	
	農用地区域			砂防指定河川	
森林法 (固有林野法)	森林地域		急傾斜地災害防止法	急傾斜地崩壊危険区域	
	地域森林計画 対象民有林		河川法	河川区域 (一・二級河川)	
	保安林		文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	
自然公園法 自然公園条例	特別地域			史跡・名勝・天然記念物	



出典：「三重県 土地利用規制図 (6-3)」 (三重県)

1) 自然公園区域

対象事業実施区域周辺の自然公園を図3.2-11に示す。

対象事業実施区域は、赤目一志峡県立自然公園に含まれている。

また、南西約3kmの地域に、室生赤目青山国定公園に指定された区域がある。

2) 鳥獣保護区域

対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区域を図3.2-12に示す。

対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区として、君ヶ野ダムがある。

なお、対象事業実施区域内で鳥獣保護区に指定された区域はない。

3) 保安林、砂防指定地域、地滑り防止区域等

対象事業実施区域周辺の保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域等を前掲図3.2-10に示す。

対象事業実施区域内には農用地区域、保安林、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域に指定された区域はないが、農業振興地域、森林地域及び地域森林計画対象民有林が存在する。

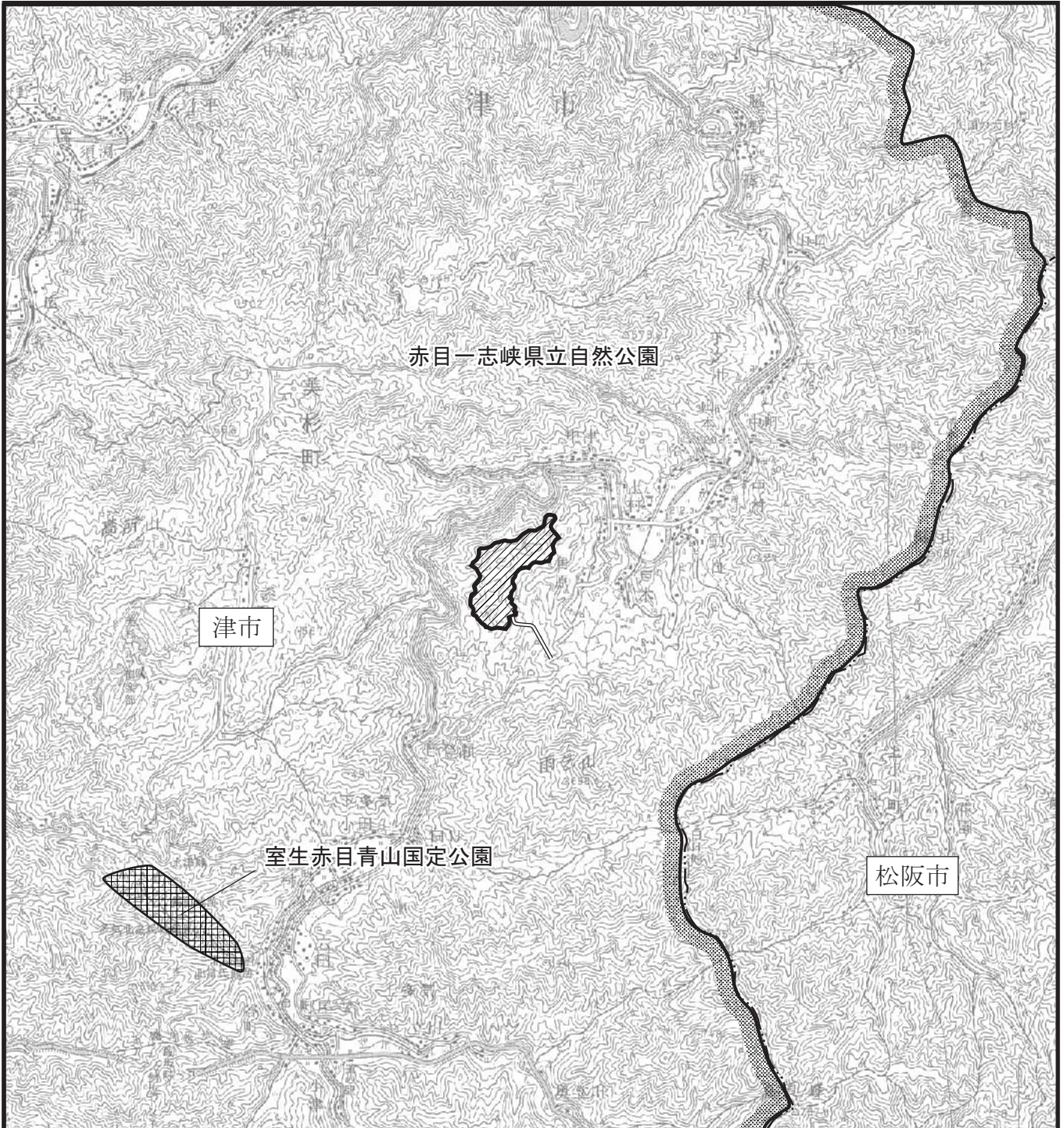



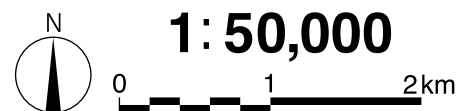


図3.2-11 対象事業実施区域周辺の自然公園

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界



出典：三重県自然公園図（平成18年3月、三重県）

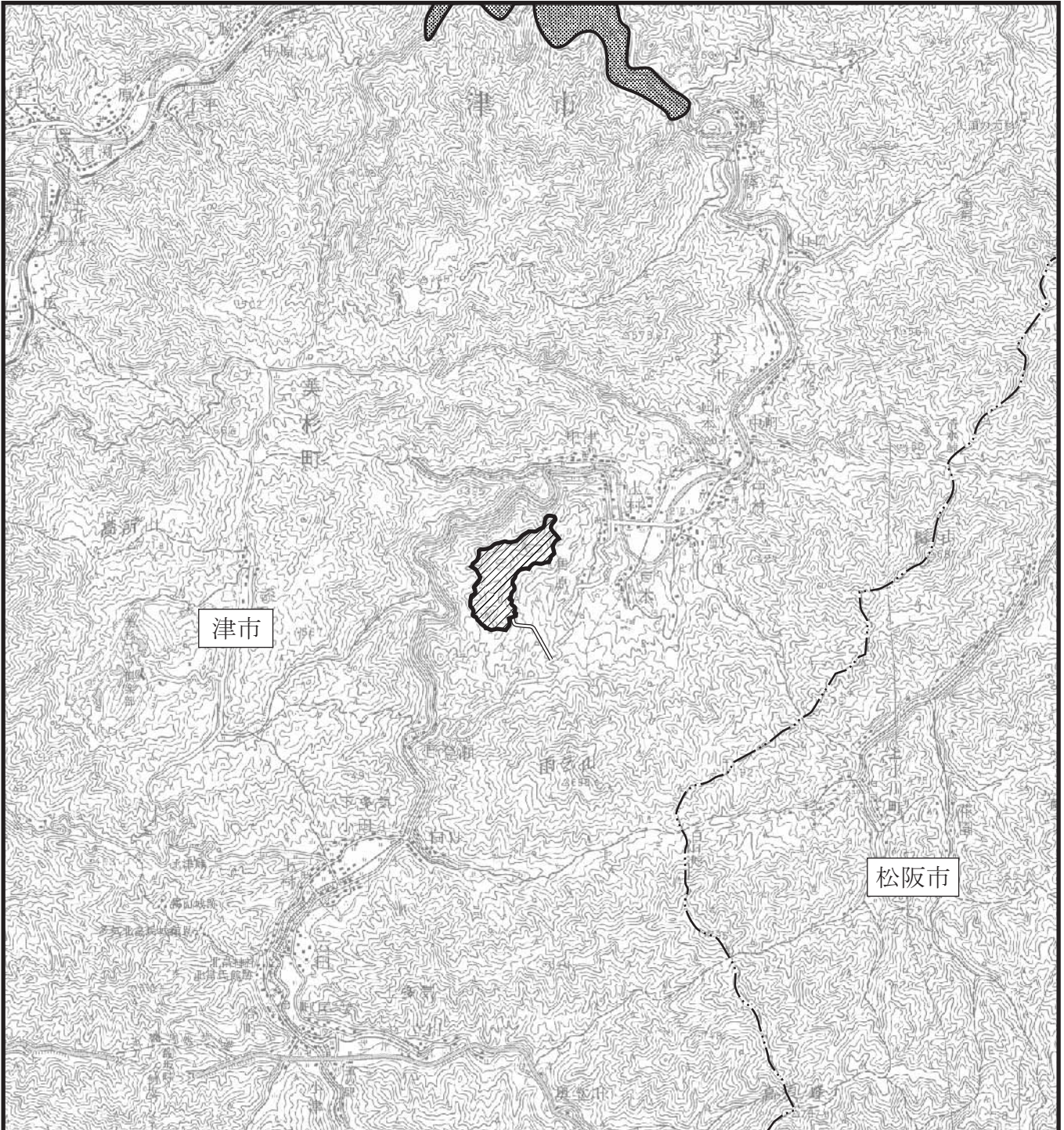






図3.2-12 対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区域

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 鳥獣保護区



出典：「平成20年度 三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県）

(4) その他の事項（行政計画・方針等）

1) 三重県環境基本条例

三重県の環境保全に関する基本的な事項を定めた条例で、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。

2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を、三重県が総合的かつ計画的に推進するために策定された行政計画である。平成9年に策定後、7年が経過した平成16年に改正されている。

三重県が率先して環境の保全に努め、同時に、事業活動や日常生活を通じて環境問題と深く関わっている事業者や住民も計画の推進主体として位置づけ、各主体が環境を保全するための取組の方向を示している。

三重県環境基本条例で規定している基本理念を受けて、4つの基本目標を設定している。

- ①環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- ②人と自然が共にある環境の保全
- ③やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- ④自主・協働による環境保全活動の促進

3) 三重県自然環境保全基本方針

三重県自然環境保全基本方針は「従来の優れた自然環境の保全に加え、里地里山などの身近な自然環境の保全、希少野生動植物種の保護、県民・事業者・行政等の協働による取り組みの推進などを図ることにより、自然環境の適正な保全を進めること」である。

平成15年には改正案が答申され、以下のような内容が追加・変更されている。

- ・環境林設定の考え方及び環境林の整備促進
- ・特に保護が必要な希少野生動植物種の指定の考え方及び個体の取扱い
- ・希少野生動植物種の保護のために行方規制を行う監視地区の指定の考え方
- ・地域の生態系に悪影響を及ぼす移入種対策及びブラックバス等の増殖抑制
- ・自然とのふれあいの場の確保や適正な利用に関する普及啓発の推進
- ・里地里山保全活動など自然環境の保全活動の促進
- ・1 haを超える開発行為の届出制などによる自然環境保全への配慮

4) 三重県廃棄物処理計画

三重県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年に第一次、昭和56年に第二次、平成5年に第三次の「産業廃棄物処理計画」を策定するとともに、平成9年には「三重県廃棄物総合対策」を策定し、廃棄物の適正処理のための施策を推進してきた。しかし、その後数年が経過し、改めて三重県の廃棄物を取り巻く実態と廃棄物処理法改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の排出抑制、再生利用など減量化を促進し、また、その適正な処理体制を整備して不適正な処理を防止することにより循環型社会を構築するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保する必要があることから、県民、事業者、行政が、主体的にあるいは連携、協働して取組を進めるための行動指針として平成16年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の対象期間は、平成16年度（2004年度）から平成22年度（2010年度）までの7年間としており、産業廃棄物に係る計画目標値は表3.2-36に示すとおりである。

表 3.2-36 産業廃棄物に係る計画目標値

項目	計画目標値 (H22)	将来予測値	H12実績との比較
排出量	3,650千t	3,850千t	3,267千tに対して増加を12%に抑制
再生利用率	42%	40%	35%
最終処分量	170千t	189千t	345千tに対して半減

5) 「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針

三重県では、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指し、「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針」を策定している。基本方針では、「ごみゼロ社会」実現に向けて、以下の4つの視点で、取り組んでいる。

- ①意識・価値観・行動の転換
- ②取組に関する優先順位の明確化
- ③多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
- ④ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

「ごみゼロ社会」実現については、概ね20年後を目標とし、取組を推進しており、「発生抑制の推進」、「環境教育と分別の徹底」、「再資源化の推進」を3つの柱として、具体策を推進している。

6) 三重県地球温暖化対策推進計画（改定）

三重県では、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「三重県地球温暖化対策推進計画」に基づき対策を実施してきたが、「京都議定書の6%削減約束の確実な達成」及び「地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減」を踏まえ、温室効果ガス排出量を中長期的に減少基調に転換するとともに、継続的に排出削減を進めるということを基本に計画を改定した。

この計画は、三重県の地球温暖化対策を推進するための指針であり、また三重県環境基本計画の地球環境保全に関する具体的な行動計画として位置づけられている。

二酸化炭素排出量の削減目標として、温室効果ガス排出量を基準年1990年度比で3%減とし、そのうち二酸化炭素排出量において、廃棄物部門では基準年1990年度比で20%減、2003年度比で11.9%削減を掲げている。

また、本計画において、「事業者に期待される取組」として、以下の内容が記載されている。

【事業者に期待される取組】

(1) 省エネ・省資源行動

- ① 温暖化対策に取り組む体制づくり
- ② 目標を立て計画的な取組
- ③ オフィス等での省エネ行動
- ④ オフィス等でのごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進
- ⑤ エコドライブの徹底や鉄道・海運輸送等への転換

(2) 省エネ設備・機器、低公害車等の選択

- ① 省エネ機器への選択
- ② 更新・新規購入時の低公害車・低燃費車の選択

(3) 省エネ性能の高い建物構造やシステムの導入

- ① 省エネ性能の高い建物構造やシステムの導入
- ② 新エネルギー利用設備の導入
- ③ 環境マネジメントシステムの導入

7) 三重県新エネルギービジョン（改定版）

三重県では、地球温暖化対策と併せて、新エネルギーの利用等を進めるために、新エネルギー導入の基本的な方向を示し、各地域の様々な主体が様々な場面で新エネルギーを効果的に導入していくための指針となることを目的として、平成12年3月に「三重県新エネルギービジョン」を策定した。

平成17年3月には、新エネルギーを取り巻く状況変化に的確に対応し、新エネルギーへの取組をより一層積極的に推進するため、平成22(2010)年度における新たな導入目標や導入の基本方向を示すとともに、その中での県の役割を明らかにすることを目的として、「三重県新エネルギービジョン」を改定した。

「三重県新エネルギービジョン（改訂版）」では、三重県として、施策によりその導入を積極的に進めなければならない新エネルギーの導入目標を設定している。導入目標を設定した新エネルギーは、以下の8種類であり、これらについて、導入の方策を示している。

【導入目標を設定した新エネルギー】

- ①太陽光発電
- ②風力発電
- ③バイオマス発電
- ④バイオマス熱利用
- ⑤コージェネレーション
- ⑥燃料電池
- ⑦クリーンエネルギー自動車
- ⑧廃棄物発電（廃棄物燃料製造を含む）

8) 三重県環境保全活動・環境教育基本方針

環境保全活動・環境教育に関する基本方針は、社会を構成する県民・NPO・地域の団体・学校・企業・市町村・県などが自らの問題として自発的に環境保全活動に取り組むこと及びその基盤となる環境教育の推進を中心にして、地球温暖化防止、ごみゼロ社会の実現などの今日の三重県の環境施策を総合的にとらえた、持続可能な循環型社会の形成を目指した新たな方針とし、次の7つの原則を基本的な方針としている。

【基本的な方針】

- ①目的の明確化
- ②実践者・学習者主体
- ③地域性・協働
- ④総合性
- ⑤生態系原則
- ⑥次世代への責務
- ⑦世界との約束

9) 津市環境基本条例

本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。

基本理念では、自然との共生や豊かな環境の将来世代への継承、持続的な発展が可能な社会の構築などが掲げられている。

10) 津市環境基本計画

津市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、平成20年3月に「津市環境基本計画」を策定している。

「津市環境基本計画」では、本市における将来の環境像を基に、表3.2-37に示す環境目標が設定されている。これらの環境目標には、目標を達成するための具体的な施策が示されている。

表 3.2-37 津市環境基本計画における環境像及び環境目標

環境像	環境目標
ごみ「0」 ^{ゼロ} 社会、意識の向上社会	・廃棄物の発生抑制・適正処理が行われていること。
持続可能な快適なまち 津	・温室効果ガスが削減されていること。
人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津	・自然が保全されていること。 ・健全な生活環境が確保されていること。 ・森林・農地が保全されていること。 ・潤いと安らぎのある環境が確保されていること。
自主・協働による環境活動の促進	・環境学習・環境教育・消費者教育が進められていること。 ・自主的な環境保全対策が進められていること。

また、重点施策として、以下の9つの施策が示されている。

【重点施策】

- ①ごみの適正分別と収集
- ②新しい最終処分場の建設推進
- ③不法投棄対策事業
- ④太陽光・風力・バイオマスの利用
- ⑤市民版環境マネジメントシステム事業の推進
- ⑥山と川と海のネットワーク事業
- ⑦森林の整備事業
- ⑧環境に対する市民意識の向上
- ⑨エコパートナー事業

11) 津市一般廃棄物処理基本計画

本市では、ごみ処理及び生活排水処理に係る現況と将来を見据え、本市に適した一般廃棄物処理システムのあり方を検討し、関係する他の計画等との整合を視野に入れ、平成21年3月に「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

津市環境基本計画において設定された環境像に基づき、表3.2-38に示す基本方針を掲げている。

表 3.2-38 津市一般廃棄物処理基本計画における基本方針

環境基本計画における環境像	津市一般廃棄物処理基本計画における基本方針
ごみ「 ^{ゼロ} 0」社会、意識の向上社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。 ・排出されたごみは適正処理を行い、生活環境の保全に努める。
持続可能な快適なまち 津	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理量の削減やエネルギーの有効利用を推進する。 ・ごみの分別、収集運搬、処理処分等の各工程における最適化を図る。
人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮がなされた計画的な廃棄物処理施設の整備を行う。
自主・協働による環境活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理に関する理解を深め、それぞれの立場での役割を認識し、実行していく。 ・市民、事業者、行政の協働体制を確立する。

目標年度（平成29年度）及び中間年度（平成24年度）においては、ごみ排出量を推定しており、さらにごみ減量化の施策を行うことによって目指す、ごみ減量化の目標値を設定している。一般廃棄物処理基本計画における施策実施前のごみ排出量と、施策実施後の減量化目標のごみ排出量を表3.2-39に示す。

表 3.2-39 将来の現状維持（施策前）のごみ排出量と減量化目標（施策後）のごみ排出量

単位：t/年

区 分	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 24 年度		平成 29 年度	
	実績値		現状維持	減量化目標	現状維持	減量化目標
資源化量	29,608	34,853	38,077	44,500	37,978	44,800
焼却減量	80,846	74,693	72,586	53,900	71,107	45,800
最終処分量	40,397	15,883	17,099	12,000	16,529	8,000
ごみ総排出量	150,851	125,429	127,762	110,400	125,613	98,600

12) 津市地球温暖化対策地域推進計画

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく地域全体の温室効果ガスの排出を抑制するために、「津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止対策を推進している。

二酸化炭素排出量の削減目標として、2012年度の全排出量を2003年度比で35.4%削減し、そのうち廃棄物部門では2003年度比で26.8%削減を掲げている。

また、重点施策として、表3.2-40に示す内容が設定されている。

表 3.2-40 津市地球温暖化対策地域推進計画における重点施策（事業者・市）

重点施策	内容
コンセント市民運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭から事業所まで、みんながこまめに主電源を切ります。 ・ 使わない機器など支障のないものは、コンセントからプラグを抜きます。 ・ お互いに声を掛け合って確認し合います。
ハーフライト・ハーフエネルギー運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 晴天時など照度が十分に得られているところにおいては消灯します。 ・ 点灯は必要最小限に示す。 ・ ふだん使っていない不要なライトは、間引いて取り外します。
森林整備	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業の森」事業への参画をします。 ・ 木材、バイオマス製品の積極的な利用をします。 ・ 市のイベントへ協力します。 <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な展望に立った継続的な森林整備を行います。 ・ 未整備森林の把握を行うとともに、整備促進に努めます。 ・ 林業振興、林業後継者育成の担い手の確保等について林業関係者との意見交換に努めます。 ・ 三重県の環境森林施策と連携して森づくり活動の推進に努めます。

13) 津市地域新エネルギービジョン

本市では、良好な日照や、布引山地等における良好な風況、市の面積の約6割を占める森林など、太陽光、風力、バイオマスといった新エネルギーとして利用できる豊富な資源を活用し、「地球温暖化対策等のための新エネルギー導入」を促進するために基本方針を定めている。

地球温暖化対策の取組の一つとして、「津市地域新エネルギービジョン」に掲げる3つの重点事業の推進を図ることとしている。また、市民への地球温暖化対策の普及啓発を行っている地球温暖化対策地域協議会と連携し、市民・事業者と市との協働によって取組を進めている。

【重点事業】

- ①風力発電導入促進事業
- ②太陽光発電導入促進事業
- ③バイオマス導入促進事業